

第一百六十四回

参議院行政改革に関する特別委員会会議録第七号

平成十八年五月十二日(金曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月十一日

辞任

加治屋義人君
井上哲士君北川イッセイ君
紙智子君補欠選任
北川イッセイ君
紙智子君補欠選任
大門実紀史君

尾辻秀久君

広田一君

佐藤昭郎君

藤野公孝君

保坂三藏君

小川敏夫君

大塚耕平君

直嶋正行君

大野つや子君

川口順子君

北川イッセイ君

後藤博子君

関口昌一君

田浦直君

中川雅治君

二之湯智君

野村哲郎君

南野知恵子君

国務大臣

総務大臣
(内閣官房長官)

財務大臣

経済産業大臣

国務大臣

内閣府副大臣

総務副大臣

財務副大臣

文部科学副大臣

国土交通副大臣

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

内閣官房内閣審

兼行政改
革推進室長事務局改
革推進室長

議官房内閣審

内閣官房内閣審

内閣官房内閣審

内閣官房内閣審

内閣官房内閣審

浅尾慶一郎君
加藤敏幸君
主濱了君内藤正光君
広田一君柳澤光美君
若林秀樹君澤雄二君
浜田昌良君山下栄一君
近藤正道君竹中平蔵君
谷垣禎一君安倍晋二君
二階俊博君竹中平蔵君
谷垣禎一君河幹夫君
高部正男君田中孝文君
河幹夫君

中藤泉君

田中孝文君
高部正男君

中藤泉君

内閣官房規制改
革・民間開放推
進室長内閣府市場化テ
スト推進室長内閣府自治行政
局長内閣官房規制改
革・民間開放推
進室長内閣府自治行政
局長内閣官房規制改
革・民間開放推
進室長内閣官房規制改
革・民間開放推
進室長

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革
の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(尾辻秀久君) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、以上五案を一括して議題いたします。

○委員長(尾辻秀久君) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、以上五案を一括して議題いたします。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及
び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関
する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關
する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○競争の導入による公共サービスの改革に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

おりました。そんなこともありますて、私自身のその体験も踏まえて、あるいはその民間の視点と働く者の立場というところから、今日は市場化テスト法案を中心に質問させていただきたいというふうに思います。

参議院でもすばらしい参考人の方に来ていただいて質疑をやつたんですが、衆議院の方の議事録等もずっと見させていただく中で、その衆議院の参考人質疑で連合副事務局長の逢見参考人が次のような問題提起をしています。私も非常に同じ考え方で、ちょっと紹介させていただきますが、公共サービスはすべて官が行うというものとは考えない。国、地方公共団体、公益法人やNPO、民間企業など、多様な提供主体によってニーズに応じた豊かなサービスが効率的に提供される必要がある。しかし、その前提には三つある。一つは、良質な公共サービスの安定的な供給と確保がされなければならない。二つ目に、ユーザーである、つまり国民によるコントロールが担保されるための制度が必要だと。三つ目に、公共サービスに従事する者、これは官であっても民であっても、そこに働く者がその仕事に誇りが持てるような雇用労働条件の担保。以上三つの原則を最低維持すべきだろうという問題提起をされています。

私もそのとおりだと思いますので、この三つの原則に基づいて、順番にちょっと質問をさせていただきたい。

一つ目に、最初に、ユーザーである国民によるコントロールが担保される制度をきちんとすると、議院で基本理念について修正がなされました。「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立つて、」との文言が追加をされました。

私は、サービスというのはお客様のためにあるんだと、お客様にどう喜んでもらうかだと、それがすべてだというふうに教えられてずっと仕事を

してきました。それからすると、当然のことだと思います。このことを中馬大臣の方ではどのように評価をされ、どのようにとらえられているか、率直な見解をお聞かせいただければと思います。

○國務大臣(中馬弘毅君) 今、柳澤委員が冒頭に申し述べられました、これから時代は公共サービスといえどもそれをお役人がやるのはなくて民間に任せていることはどんどん任せたらいじやないかと。この今回の改革法案にはその趣旨が十分に入っていると思います。いい例が、国鉄はこれは大きな公共サービスだったはずでけれども、そのときにはともするとやはり乗せてやるという感覚でしたが、JRになりましたら乗つてもらうという感覚になるわけですね。委員がお勤めでございましたそうした流通関係でもそういうことが言えるんじゃないかと思います。

今回、そうしたこと踏まえまして、衆議院におきまして修正が付きました。これは、競争の導入による公共サービスの改革は公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立つて行うという旨の修正、これが明記されたわけでござります。

そういうことでございまして、公共サービスの改革法案が、本院での御審議の結果、このよう

な改革法が、本院での修正を含めて可決されました暁には、

修正の御趣旨を十分に踏まえまして、公共サービ

スの改革の基本方針とか、あるいは実施要領の決定など、本法の実施の運用を行うに際しましては、公共サービスの利用者であり受け手である国民

の皆様にとって、コストが安くならなければなりません。サービスが悪くなつたと、こういうことがならないように、限られた財源の中ではございますが、全力で対応していく所存でございます。

○柳澤光美君 前向きの御答弁をいただきまし

た。このことを中心に、この後ちょっと質問をさ

せていただきたいというふうに思っております。そういう意味でございますと、その国民に見えます。国民がコントロールをするという中で、一つ、第一歩目が私は事業の仕分だというふうに思っています。実態をきちんとしたクリアにすると、その意味では、行政推進法の本体の方に、もう第二条の基本理念に、「政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で」と明記をされまし

た。この文言は、第十九条第三項の特別会計改革、第四十五条一項の総人件費改革、そして第六十五条の競争の入札による公共サービスの改革、これが市場化テスト法につながつてくるわけです。これが市場化テスト法につながつてくるわけですが、そこにも明記をされています。

そういう意味では、私は、今回の行政推進、特に市場化テストの場合には、この事務事業の仕分というものが国民の目に見えるところで透明性の確保を図つた上で行われるということが最大の前提だらうというふうに思っています。

そこでお伺いしたいのですが、市場化テストの前提になる独立行政法人とか特殊法人を含めて、

この各行政機関の事務事業の仕分はだれがいつどのように行うのか、そして透明性を図りといふ基本理念がどのように担保されているのか、具体的に御説明をいただきたいと思います。

○國務大臣(中馬弘毅君) おっしゃるように、こ

の法律にはかなり事業仕分けが前提でなければ進めないような一つの規定もはつきり入つております。

○柳澤光美君 済みません、ここにそちらからただいた実施のいわゆる概要、実施のプロセスが載つているんですけど、事業仕分の部分が入つてないんですね。最初に民間事業者、地方公共団体が要望する。その前に公共サービスに関する情報の公表を踏まえ、官民競争入札の対象とする業務等について要望と。この官民、いわゆる公共サービスに関する情報の公開というのが前提に事業仕分があるんだろうというふうに思っています。

○國務大臣(中馬弘毅君) タッチしていないといふんじゃなくて、監理委員会はかなり強い権限を

持たせていただきております。したがいまして、もちろん民間から提言されたりするものもありますが、役所がいろいろと審議した結果、これはそ

こに対象としないと決めた場合でも、監理委員会

ります。監理委員会には、その役割を的確に果たしていただく観点から、官民競争入札の対象業務がしつかりと選定されるよう是非とも積極的かつ能動的に御審議いただきたい、このように考えておる次第でございます。

このような手続を、国民の皆様に対する情報開示、これも十分に留意しつつ行うことといたしておりまして、基本理念の第三条にのつとつて、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立つて、国民のためより良質かつ低廉な公共サービスの実現、こういう形にいたしております。

そういうことで、私としても全力で取り組んでまいりたい、このように考えておりますが、今申し上げましたように、不斷の見直しの結果、国や地方の公共サービス、これを行ふ必要がないものは廃止する、ここまで決めていることは、これはかなり仕分が前提でできないことはございませんから、そうしたことも含めて、廃止まで至るような仕分をちゃんとやっていくことをここに明記いたしております。

○柳澤光美君 済みません、ここにそちらからただいた実施のいわゆる概要、実施のプロセスが載つているんですけど、事業仕分の部分が入つてないんですね。最初に民間事業者、地方公共団体が要望する。その前に公共サービスに関する情報の公表を踏まえ、官民競争入札の対象とする業務等について要望と。この官民、いわゆる公共サービスに関する情報の公開というのが前提に事業仕分があるんだろうというふうに思っています。

○國務大臣(中馬弘毅君) タッチしていないといふんじゃなくて、監理委員会はかなり強い権限を

ことでもう一度差し戻して、これを、その議を経て、また、先ほど言いましたように閣議決定まで持ち込むこともできるわけでございまして、そうした経緯の中も、これも国民といいましょうか、情報が公開される形になつておりますから、そこで結果的に仕分も情報公開的な透明性が確保されると、このように考えております。

めてそれを公表するということがこの一連の手続の始めに書かれております。

が担保されていない、入口のところにきちんと絡んでいかないと駄目だというふうに私は思うんですが、いかがでしようか。

○政府参考人(河幹夫君) 先ほど大臣が御答弁申し上げたこととやや重複することをお許しいただきたいと思います。

監理委員会によれば、この法律で様々な規制が付与され

○柳澤光美君 そんなことを私は聞いているんじやないんです。だから、私は冒頭言いましてよ

○柳澤光美君 そんなことを私は聞いているんじゃないんです。だから、私は冒頭言いましたように、実施のプロセスの中で、改革基本方針を決めるとき、実施要項を決めるとき、選定をするとき、これは監理委員会がきちんと絡むようになつていますよ。ただ、事業仕分けという一番元のこところ、元のところに監理委員会がきちんと絡むところ

○柳澤光美君 ただ、法文上で言えば、公共サービスに関する情報の公開というのは各省庁が行うこと。古里もなぜかここで「アンド」という言葉を使っている。

弁申し上げたとおりでございまして、最初の情報公開のところで、各省がというよりも、この一連のプロセスで意見がまとまらなかったことがあります。

されております。一つは、先ほど紹介させていただけきました第七条で、基本方針を策定という

いう規定がないんですね。
実は五月九日の参考人質疑で、十五の自治体、

監理委員会がどこでタマシしていくかなどしますと、公共サービス改革基本法を閣議決定をするときに、廃止の対象とする業務の選定、官民競争入札、民間競争入札の対象業務の選定、これも基本的には各省庁がやつてくる。そのことを、いわゆることに初めて官民競争入札等監理委員会によるチェックが入ってきます。それが終わったら後、実施要項に行つても、実施要項を作成し、官民競争入札、民間競争入札を実施し、それを監理委員会がチェックをする。質、価格でも最も優れたものを公共サービスの担い手として選定する、それを監理委員会がチェックをする。基本的には作るのは各省庁の方で作られる。

の二つセセラの中では意見がききんど聽くように内閣総理大臣は各省から情報を集めて、具体的には内閣府でございますが、情報を集めて、それを公表したところからこの一連の手続が動いていきますという形でこの法体系はできておりますので、情報開示と監理委員会の審議というのは言わば並行して動いていくということになつてゐるものと理解しております。

○柳澤光美君 私は、今回の行政改革というのは大変この後、日本全体を変えるぐらい大きな改革で、この法案がその骨格に入つてくる。私は、その一番抵抗が強いのは各省庁だというふうに思つてゐるんです。ですから、過去の議論の中でも、

は監理委員会の十分な審議を経るということです。さいまして、対象業務の選定等に際しまして、まずは、正に出発のところで監理委員会の御審議をいただきということにさせていただいておりま

九県六市を実際に事業の仕分を実施された「構想日本」の加藤代表が参考人で来られて、大変参考になる御意見をいただきました。そこで言わざるところは、国の事業の仕分の最大の意義というのと、国が仕事そもそもの必要性を問うことである。ですから、市場化テストや三位一体改革といった実施主体の論議をするための大前提だと。それがなければ仕分をしなければならない。ですから、それを実際にやっている人たちにやらせてしまうと氣付かないと、自分のことは分からなくなってしまう、だから第三者機関が、特に民間とから違うところから入ってきてやるんだと。ですから、「構想日本」の仕分は、事業説明は

私が言いたいのは、その仕分というのは、まず今やっている省庁の事務あるいは事業がどうなつてているのかというのをきちんと仕分していく。それを第三者がきちんと見るとところに監理委員会がきちんと絡んでいかないと透明性が出ないんではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

規制改革・民間開放推進会議等において、各省のお手盛りを回避するために、徹底した情報公開のための官業の内部調査を含め、強い権限を第三者機関に与えることが必要だという論議が非常に強くされました。

この法案ではそれがきちんと私は担保されていない。もつと言いますと、平成十六年の五月十

なお、具体的なプロセスの段階で随所に監理委員会の議を経るということが書いてございますけれども、それに加えまして、官民競争入札等を実施する国の機関や公共サービスを実施する民間事業者に対して報告あるいは資料の提出、あるいは国

県でやるとすればその都道府県の職員がやります。しかし、それに対してだれがチェックをするかというと、事業の評価は、住民、ほかの自治体の議員、職員、経営者、経営団体職員、研究者、NPO職員など、多くの第三者が行っています。それをオープンの場でやりますと、ですから、その中で自分は必要だと思って、議員の人々が

○政府参考人(河幹夫君) 先生御指摘の部分は、
公共サービス改革基本方針を定めるところに当
たつての一連の作業の中で、どこで国民に対して
その情報が開示されていくのか、そしてどこで監
理委員会が関係してくるのかという御質問かと思
いますけれども、今御指摘のとおり、公共サービ

九日に経済財政諮問会議に提出された規制改革・民間開放推進会議の主要検討事項では、落札者決定の評価基準は第三者機関が策定する、また第三者機関は民間人を中心の言わば官業再生機構として官業の詳細な実態調査、査定と情報公開を担うものという議論が中心にされてきました。

の機関に対し必要な勧告をするという規定も設けられているところでござります。

一つだけ付け加えさせていただきますと、先ほどの御指摘のありました規制改革・民間開放推進会議、今私どもその事務局も一緒に御審議させていただいておりますが、その中におきましても、今までの去ること二ヶ月の間で、

思っていたことが、いや実際やつてみると必要ではないんじないかということがそこから明らかになってくるんですね。

実は、その中の資料をちょっと一部お手元に配らせていただきました。市場化テストに真ん中で入っていく前に、個々の事業の仕分をどうするか

又改革基本方針等 第七条におきまして 基本方針を定める手順の中で 最初に、内閣総理大臣がいろいろな方々からの意見を聴取することが適切に行えるように関係の行政機関に情報の提出を求

ところが事実 法案になつたときに、そのいわゆる第三者機関というのは私はこれは監理委員会だというふうに思つてゐるんですが、そのせつかくつくつた第三者機関である監理委員会の権限

今回の法案についてほんのこれまでの説話を持まえた形で、いい形で法案を提出させていただいたんではないかという御評価をいただいているというふうに自負しております。

というのが一番大きな問題になるんです。そうすると、行政の個々のサービスの事業を徹底的に仕分する。そうすると、一番大事なのは、市場化テストにするのか、あるいは三位一体改革で地方に

議るんではなくて、現在行つている事業で不必要なものが出てくる、要らないものが出る、あるいはこれは官がやるんではなくて完全に民間にそつくりやつてもらう、これは税金を一切使わないで。ですから、不要なものが出てくる、この仕分が入口になきやいけないんですね。

これは役所から出てきたものじゃありません。そうした民間の方々の御提言の上で、これを役所にぶつけるとなかなか抵抗があつていていることも現在の状況でございますが、こうしたことと、一義的には民間からの募集した提言を踏まえまして、各省庁がそれをいろいろと議論した結果、そこに監

進室の室長になられても、法案で担保しておいて、力のある監理委員会をきちんと使わないと、各省府が抵抗出たときに跳ね返せないんですよ。私は絶対できないと思っているんです。

とすれば、むしろ監理委員会、こんなすばらしい監理委員会、この後とってもすばらしいメン

本当に今、その監理委員会の事務局的な役割は、これもちろん事務局つくりますけれども、それは内閣府の私ども担当大臣が担つていてるわけでございましてから、そこを現在でもやつておりますような形で、かなり各省庁をたたきながら一つの結果を出さしていく、その役割をしっかりと果た

ところが、この実施プロセスで言えば、改革基
本方針の閣議決定のときには、廃止の対象とする業
務の選定つてあるんですが、これは監理委員会が
絡まないで各省庁の中でやつた中から出てきてし
まう。じゃ、自分で、自分のところでの仕事は

理委員会が審議を経るわけでございまして、そしてまた、先ほど言いましたように、そこで役所の方が若干抵抗的なことでそれを否決するような形にしましても、これを再度監理委員会の方が、いや、それはおかしいじゃないかということをここ

バーを選んでいただきたいんですが、その人たちを使わない手はないというふうに私は思うんですけどが、いかがでしょうか。

○副大臣(山口泰明君) 議員の御指摘のとおりで、この監理委員会のメンバーというのは本当に

○柳澤光美君 済みません、事務局じゃなくて監理委員会をきちんとやりますというのはよろしいですね。やつていただけますね、はい。
それに踏み込んでお答えをちょっとおいた

要らない、思ったとしても、私はなかなか言えないと。いのが人間ですし、人情だというふうに思うんで、すね。そうすると、この仕分のところに第三者機関を絡める。なぜそんなお話をするとかといふと、加藤代表の話の中で資料一杯出してもらつたんで、すが、市町村では一三%、都道府県で一〇%の廃

でやるわけですから、今おつしやいましたような事業仕分け的なことはむしろ民間の第一主義的なところに相当私は大きなウエートが出て、そこで判断されるものだと、このように認識していただいた方がいいんじゃないかと思います。

幅広くいろんな方たちからいただくわけでございまして、そして当初は当然もう週一回なり二回なりこの監理委員会が開かれると、こう認識をしております。

なんですか。その中で今回監理委員会の中に専門委員会が付きます。ここも大変大きな力を發揮していくただくことになるだろうというふうに思いますが、これはもうできるだけ優秀な方を入れて、監理委員会のメンバーの下支えをやると。で、そのもう一個一つの下支えが私はその事務局だと思つ

止する不要なものと税金を使わずに完全に民間に任せせるものが出でくる。これを見てもその事業仕分というものがどれだけ大事かと。
しかも、大事なことは、そこで働いている職員

なぜかといえば、いや、官の人たちがどういう仕事をやっているかと。それが不要かまで全く民間の事業者だと地方公共団体がチエツクする、そんなことができるわけないんです。だって、その

本当は、私は今日、安倍官房長官にも来ていましたが、ただ衆議院とから合つて来れなかつたらしく、内閣府が本当にその力を持つ、で、内閣府にこういう監理委員会をつくる。あるいは、食

の皆さんもいろんなそこから気付きが出てくる。そこでみんなで変えようという流れが出てくる。そういう意味では、私は、監理委員会をこの仕分のところに入れるということを何としても入れなければいけないんではないかなというふうに強く感じているんですが、中馬大臣、いかがでしょ

情報、じゃ、どこから出てくるんですか。
とすれば、私は、衆議院の審議でも大臣の方から
ら、この監理委員会は本当に、先ほど「構想日本」
の方にあつたように、有識者も入れる、経営者
のサイドも入れる、あるいは住民も入れる、労
働組合の代表も入つた方がいいじゃないかと、十

の安全のときも私、内閣委員会で質問させていた
だいたんですが、せっかく食品安全法を作つて、
で、食品安全委員会をつくつても、そこが本当に
省庁を超えてきちんと統制できるという枠を内閣
府が持たなきやいけない。内閣府にあるその監視
委員会がきちんと力をを持つし、その担当大臣であ
る

○國務大臣(中馬弘毅君) 先ほど説明しましたように、まず第一義的に、この仕事は要らないんじゃないとか、これは民間から募集した提案というふうにさせていただいておりますが、これ民間からたとえば、ただ一市井の個人であつてももちろん結構でございますし、あるいはNPO的な団体であつても結構ですし、またちゃんと政府の方がひとつ設けております規制改革のいろんな推進会議とかこういったところから提言される、今回の場合でもそうですね、刑務所といいましてようか、そういうもののから、ハローワークから、

三名の多様な人たちに入つてもらうんだと、せっかくつくった監理委員会が、このままでいけば、年に一回の改革基本方針の閣議決定の前のいわゆるそこのチエックのところに掛かつてくるだけになるんです。私は、どんなに非常勤、本当は常勤になればいいんでしょうが、何人か私は常勤者を置くべきだと思ってるんですが、まあ非常勤でもいいです、でも月に二回、三回、定例的に各省庁に来てもらつて事業の説明を受けると、そこでのいわゆる監理委員会が入つて、これは不要じゃないかというやり取りをする。なぜかといふと、私は、河室長にも、河室長、せつかく行革推

る中馬大臣が各省庁のわがままを許さないといふときには、その監理委員会を、使うという言葉は非常に語弊があるんですが、それがいわゆる国民の日本なわけですから、だれも逆らえないという意味で、今、山口大臣が言られた監理委員会を本当に週一月二回でも三回でも開いて、その事業の仕事分、不要のものを引つ張り出すということもひきくるめてやつていただけるかどうか、大臣から御答弁いただけますか。

○國務大臣(中馬弘毅君) 私の気持ちと一緒のことを今そつして具体的におつしやつていただきまし

案が成立させていただければ、今委員がおつしやったようなことの準備作業が、先ほど副大臣が御答弁申し上げたとおり、かなり多くの作業が入つてくる。事務局もその下支えといいましてようか事務をやらしていただきたいということでござりますので、今の体制の倍に近い体制をつくらしていただきたいということで、大臣、副大臣にも御尽力をいただいているところでございます。

○柳澤光美君 本当は官房長官がいらしたら官房長官の言質も取りたいなというふうに思つてているんですけど、これ、担当の中馬大臣がいるから丈夫だというふうに思つておりますが。

本当に内閣府、あるいは特別の委員会をいわゆる省庁を超えたところに置く。ここの人材というのは私はとても大事だというふうに思っているんです。ですから、監理委員会は民間から非常勤で入れますけど、その事務局の体制であつても、今回、地方だけでは、逆に言うと、私は中央の出向の人が来て、自分の省庁のことだけうまく立ち回つて戻つていくというのをむしろ避けるべきだというふうに思つてますし、特定の省庁のチェックをするときには全く違う省庁から来た人が行くようにならなければいけないだらうなと。そういう意味では、民間も今回入れている。だから、民間の公募も、公認会計士等もつと幅広く優秀なのをやる、優秀な人をお願いする。

でも、それ以上に、確かに人件費の削減をやつているんですが、その中で配置異動のこともあります。とすれば、本当は省庁を超えて、今度はそこにこの行革、日本の根幹を直していく事務局をつくる、これもあり得ると思うんですが、その事務局になつてやつてみないかというのを公務員の皆さんに公募を掛けると。それで、面談をして、本当に優秀な人が来て、その人たちがプライドを持つて、ただ省庁を、言つてもきちんと國の方針なんだということが切り込めるというぐらいのことが私は大事だらうと。

本当は安倍官房長官に今後の在り方の中でお願いしたいと思つたんですけど、来ていただけないんでもまた何かの機会に、内閣委員会等であれしますけれども、中馬大臣の方から、これからも必要なところには、新たに採用するんじゃなくて中から集めてくる、集めてくると言つたら失礼でけど、公募をしてくるという方法もありますんで、その辺も是非御決意を。

それが成り立たない場合といいましょうかは
わない場合は、私も出向きましてその担当
と大臣折衝でその物事を決める、その手を
やつしているわけでございまして、そういう
含めて、この市場化テストにおいても同様
事務局体制がしつかりとした省庁の枠を保
の権限でもつてやらしていただき、そのこ
もお約束さしていただきます。

からか持つてくるんではなくて中で配置異動そこに公募制を入れるということなんで、是非お願
いしたいと。

には今後本当に踏ん張っていただきたいと思います
んで、是非決意を一言御答弁いただけますか。

○政府参考人(河幹夫君) 公務員の場合は、人事
というのは任命に基づきますので先のことは申し
上げられませんが、仮にその一端を担わせていた
だくことになりますれば、今先生がおっしゃつて
いた、いたことを踏まえて精力的に仕事をさせて
いただきたいというふうに思っております。

○柳澤光美君 ありがとうございます。

本当は勧告権のこととも踏み込みみたいと思つたん

たんで次にちょっと進めたいと思いますが、た
だ、私の方では、冒頭に言いました三つの原則の
中の国民の、いわゆるユーザーの、いわゆる国民
の目の見える、コメントホールできるという入口の
ところで監理委員会をきちんと対応していくだけ
るというお答えをいたいたんで、是非そのこと
を期待したいというふうに思っております。

それから二つ目なんですが、公共サービスに從事している者が、これは官であれ民であれNPOであれ何であれ、そこに働く者が誇りを持ってるといふ雇用労働条件の担保というのが私も大事だろうと、それだけ公共サービスというのは大事な仕事よ」と云ふ。

その中で、ちよつと違った切り口で問題提起をしたいと思うんですが、先ほどお渡しした「構想日本」の仕分の中で、一番大事なのは、私が言いました「一番上にある不要あるいは民間に税金を使わないで任せると、これがもう即歳出縮減につながる。それからもう一つ、この左端に点々になってる事務の効率化というのも進むんですね。コストでも無駄なコストが掛かからることで削ると、あるいはサービスでも今すぐでもできるサービスだつたら即始める。実は、市場化テストというのは手段であつて目的ではないんですね。市場化テストの前に変えることは即ちもえていく。民間から見ると、行政の弱いところというのはそのままピード感だというふうに思っています。

ただ、私がその後ろのページにちよつと付けさせていただいたんです、昨年は厚生労働委員会に所属しております、実は今日委員長席にお座りの尾辻さんが厚生労働大臣でございまして、三月で、通常国会の初めての質問のときにハローワークの勤務時間について問題提起をさせていただきました。

通常、九時に開けて五時に閉めるんですが、まあそれだけしか開いていないというのももちろんあるんですが、お昼休みが十一時から一時とか、あるいは一時から、十二時までで相談業務やめてしまう、あるいは夕方四時にはもう相談業務やめてしまう。これはおかしいじゃないかと。これだけ失業者があふれて、これを見直さなければ駄目でしよう。それは国民のニーズだし、それに合わせたサービスができなければ意味がないという問題提起をしました。

当時の尾辻大臣の方から、これはもうやはり政治主導でやるということとで方針を出していただきまして、実はそこのお手元に、その結果報告を私の方に十一月にいたしましたが、実は受付時間は紹介が十一時までしかできないとか、夕方四時までしかしないというのは全部のハローワークで四月十一日までには実施されるようになります。

それから、昼休みも初めてシフト制という説明をさせてもらいました。僕ら、スーパーというか流通業というのはみんなシフトを組んで勤務していますから、できないはずはないということです。そのことも答申の中に入つて、シフトをしいでただいて、五月の十六日までには昼休みも交代で休憩を取つて相談業務ができるというふうになりました。

それから、時間も五時ではなくて七時まで延ばす、あるいは土曜日も開けるというのも順次今進んできています。これは私は、最初は確かに私の方にも、せつかくみんなでゆっくり取れていた昼休みが取れないとか、あるいは時間延長したって相談者が来ないじゃないかとか、いろんな声があつたんですが、でもそれが順調に動き出していきます。

今日、厚生労働省の方来られてると思うんですけど、大変私は、現場の皆さんも大変な協力ををしていただいた、そんな中で今どんな状況になつているか、あるいは大きな問題とか課題があつたのかどうか、その辺も含めてちょっと御答弁いただけますか。

○政府参考人(鈴木直和君) ハローワークのサービスの提供の拡大、その内容は今御指摘のあつたとおりでございます。

ただ、その後の状況を申し上げますと、平日夜間開庁それから土曜日の開庁、これにつきましては、平日夜間の対応が百六十九か所、それから土曜日の開庁が百五十七か所ということで、この時点よりも増えております。

それから、その成果としては、この時点よりも大部分利用者も増えてきております。今年の三月時点で見ますと、ハローワークへの平日夜間とそれから土曜開庁での来所者が三月で三十万、それから職員による相談件数が七万一千件。年度をトータルしますと、来所者は約二百三十八万四千人、職員による職業相談件数は五十五万六千件ということになつております。

官民競争入札の入札の参加資格は、公共サービスの適切かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならないということが法案九条の三項に書かれておるのは委員も御承知のことだと思います。

官民競争入札の参加資格は、個々の公共サービスの具体的な内容に応じまして、公共サービスの所管省庁が案を作成し、もう何度も言わせていました監理委員会の審議を経て、手続を経て実施要項として決定をされる、これは法案九条でございます。

官民競争入札における落札者などにいた民間事業者に対する、ここがポイントだと思うんです
が、労働関係法令や社会保険の加入等の法令の遵守については、一義的にはそれぞれの関係法令に従つて適切に処理されるべき問題であると考えております。

したがいまして、それらを入札参加資格権に含めることについては、公共サービス改革法案の手続に従って慎重に検討が必要だと考えております。

○柳澤光美君 ありがとうございます。
なぜ私がここまで強く言つたかというと、入つ
てくるところできちんとチェックを掛けてほしい
というのは、実は去年、厚生労働委員会で私、介
護保険法の改正で三回質問に立ちました。ほとん
ど働いている人の労働条件が議論になつていな
かつたんです。

介護の場合には、最初から民間、それから社会協議会とかいわゆる公益法人、もう全部入ってきてスタートをしました。ところが、実態を見ますと、民間の中のホームヘルパーさんの労働条件というのは劣悪なんですね。これは、厚生労働省の労働基準局からの通達も出していただいて、皆さんびつくりされるでしようが、実は奥様方を中心には、これから何か仕事が、なるときにとっておこなわれるといふ形でホームヘルパーという、いわゆるヘルパーの資格を取得された方が二百万を超えるんです。でも、実際働いている方は二十万弱なんです。一割

弱も行つていません。ということは、本当に使い放題みたいになりますから、全部登録をしておいて、登録型で、電話一本で利用者宅に行かせてそのまま帰すと。交通費も出さない、労働時間の管理も何もない。だから、もう完全に法違反なんですね。

そういう実態がござる。介護は公共サービスですからね。ということは、私は非常に懸念をしていまして、それを入口のところできちんとする時に、その後も、まあ内部の査察も全部やると言つていますけど、もう一回その辺もきっちんとしていくということをお願いをしておきたいと。別に答弁は求めません。恐らく法案上もなっていませんから、その辺のところもきちんとしていただきたいというふうに思っています。

それからもう二つ、官と目的の違いは、官の場合はプラスアルファが乗っかっているんです。昨年、私は雇用促進法で質問に立たせていただきで、日本の障害者雇用ですね、障害者雇用促進法で、非常に良くないんです。特にバブルがはじけて、まあ正規社員でさえ首切られているときですから、もう障害者の雇用はめちゃめちゃになつていると。一・八に何とかしよう、それをもつと上げよう。なぜかといえば、障害者自立支援法の担保が雇用促進法なんですね。障害者が働けるという環境をつくつてなければ、自立支援法は生きていこないわけです。

その中でも、実は民間は一・八%なんですか
法定雇用率が、中央省庁とそれから地方も二・一
%の高い目標を立てているんです。なぜかといつ
たら、やはりそこがきちんと障害者を採用してい
かなきやいけないんじやないかと。ところが、こ
れ官民競争入札になつてくると、片方は一・八
で、片方は二・一というような事例が出てくる。
これももう時間がなくなつたが、本当はそんなこ
とも見直していかなければいけないということが
出できます。

あるいはもう一つは、民間の企業というのは今非常に派遣だとか請負という労働力を使つてゐる

○政府参考人(河幹夫君) 公共サービスを言わば落札された民間事業者が、どのような形で、その落札した要求水準、あるいはそこで約束いただか、ちょっと聞かせてもらえませんか。

もみんな一ヶ月もたたないうちに辞めちゃうんですよ。一回辞めた人はもう二度と戻ってこないです、資格は持つてるけど。だから育たないんですね。

僕は、公共サービスというところで働く皆さん、というのは、やっぱり知識と技術がきちんと積み重なっていく部分が非常に多いだろうということもありますから、そういうことも踏まえてきちっとした管理をしていかないとならないと。ですかね、官民競争入札というのは言葉で言うのは大変難しいことだというふうに思っています。そんなことは、ただ今今回の法案も、すべての法案がやつてみなきや分かんない、やつてみなきや分かんないというふうになっているのが非常に残念なんですが、そういう骨格の部分だけはきちんと、基本の部分だけは押さえていかなければいけないだろう。

それ以上に、私は、バブルがはじけてから日本との経営者の皆さんがどうしても利益追求型に走ってしまった、その典型がライブドアだったというふうに思うんですが、決して日本の企業は利益の

ためあるいは株主のため株価を上げて時価総額を増やすためにあるんでは私はないと思っているんである。 基本的にはお客様のためにある。そして、従業員のためにもある。そして、お取引先との関係もきちんと大事にしていく。それから、地域のネットワークの中にも企業はある。そして、国のためにもある。ましてや、公共サービスをやる企業というのは、そういうステークホルダーをきちんと押さええてやれるような企業をきちんと入れていかないと、ただサービスのレベルがいいと、でもそれは一方で働く人がめちゃめちゃになつているというんではなくて、そのバランスをどう見て

いかかと いうのを是非今後も大事にしていただきたいなど いうふうに思つております。

実はあと、良質な公共サービスの安定的な供給と確保という三項目めが残っていたんですが、時間がつてしましました。ただ、私が言いたかったのは、一番大きかったのは実は監理委員会の位

おるんでござりますけれども、せんだつてもこの参議院での参考人の質疑の中で、それぞれの参考の方々は、これは、簡素で効率的な政府といふのはあくまで手段であつて、目的は別にあるんだと、こういうことで、私たちもそのように思うわけでござります。

した。バブルがはじけた形の中で、あるいはまた人口がこれから減少してまいります。そのように、かなり官に頼った形で物事を進めておつたのがもう限界に来て、このまま続けますと、もう何といいましょうか、官を養うだけで税金が大変なものになつていく。しかも借金を大きくしていく。これをどうかしなければならないというのが今回のこの大きな典型であると思います。

しかし、これからはそうした自立した形で、自分も規制が外れて自分が自由にやれる代わりに、しかし責任もちゃんと持っていく、そのような社会にこれからなつていくわけでございまして、それをを目指しているわけでございまして、そういうことをして新たなる次の本当の意味での眞の民主主義、眞の自由主義を謳歌しながら日本が次の第二の発展期に入つていく、それを私たちは願いたいと、このように思つてゐる次第でございます。

○二之湯智君 どうもありがとうございます。

次に、公務員の削減問題、これに入りたいと思

特に市場化テスト法案は生きてこないというふうに思つております。
二分ほど時間余りましたが、以上で質問を終わ
ります。

○二之湯智君　自由民主党の二之湯智でございました。
す。ありがとうございました。

私は、基礎的自治体である京都市会議員の出身でございまして、今日その後になさいます北川イッセイ先生も大阪の府会、二人とも地方の視点といいますが、そういう形から今日の質問をさせたいただきたいと思うわけでございます。

○國務大臣(中馬弘毅君) 先ほどからもお話をありました。日本のこの大きな一つの転機といいましょうか、六十年経過した中で大きく転換してい

そのための手段をここに具体的に提示している
のが今回のこのいろいろな、市場化テストとか、
す。

しかし、先ほどから質問もありますようご
るという目標を取りまとめられておるわけでござ
います。

あるわけでございまして、そしてまた、二〇一〇年初頭にはプライマリーバランスを黒字にしなきやいかぬという、国にとって非常に喫緊な課題があるわけでございますから、国、地方も歳出削減をし、更に一層この構造改革を進めて、できるだけ民にあるいは地方に、こういうことで一生懸命進める、こういうことが目的であろうかと、このように思うわけでございます。

そこで、今回の行政改革、簡素で効率的な政府と、こういうことをを目指して、政策金融だとかあるいは独立行政法人、特別会計あるいは総人件費、国家資産債務、あるいは公務員制度、公共交通サービスなどを見直すと、こういうことになつて

こうそういうのが今回のこの行革推進法に象徴的に表れていると思います。

あるいは公益法人のあのようにもう各々の主務官
府から外してしまったとか、こういったことにつな
がつてはいるわけでございます。
ただ、そのときにひとつ皆様方、国民の方々に
も御理解願いたいのは、今までともすると、政府
に何か頼つておればまあ安心だ、そういう形を結
果的にやつておりました。ですから、何か物事が
起ることと、学校が悪いんだ、教育委員会が悪いん
だ、あるいは補助金をくれないから物事ができな
いんだ、交付税が少なくなつたから自分の町は
やつていけないんだ、そういうつた非常に責任を他
に転嫁する形をともすると取りがちでございまし

また、ずっと今日までの委員会の質問もありますように、いわゆる事業仕分けというんですが、いわゆる本来ならば一つ一つの事業について官がやるべきか民がやるべきか、あるいは官にしても国がすべきかあるいは市町村がすべきかと、こういう国、地方の仕事をはつきりさせてから国の公務員の削減、地方の公務員の削減という数値を、目標を立てた方がいいんじゃないのかと、このような考え方を持つわけでございます。

特に、都道府県とかあるいは政令市とか大きな規模の町ですとそれだけの目標が達成できるんですが、もうほとんどもうタオルを絞り切つてこれ以上絞る余地がないという小さな自治体にとつて

いかかというのを是非今後も大事にしていただきたいなというふうに思つております。

実はあと、良質な公共サービスの安定的な供給と確保という三項目めが残つていただですが、時間になつてしまひました。ただ、私が言ひたかったのは、一番大きかつたのは実は監理委員会の位置付けだつたんです。で、事業仕分けのところにきちんとここが入つて、「構想日本」の加藤代表はこういうふうに言ひました。それは膨大な作業になります、でも国は、戦後初めて、六十年ぶりに大掃除するんじやないかと、そのくらいのことを思つております。

二分ほど時間余りましたが、以上で質問を終わります。

ありがとうございます。

○二之湯智君　自由民主党の二之湯智でござります。

私は、基礎的自治体である京都市会議員の出身でございまして、今日その後になさいます北川イッセイ先生も大阪の府会、二人とも地方の視点といいますか、そういう形から今日の質問をさせていただきたくと思うわけでございます。

今回の法案の目的は、国、地方に大変な借金があるわけでございまして、そしてまた、二〇一〇年初頭にはプライマリーバランスを黒字にしなきやいかぬという、国にとって非常に喫緊な課題があるわけでございますから、国、地方も歳出削減をし、更に一層この構造改革を進めて、できるだけ民にあるいは地方に、こういうことで一生懸命進める、こういうことが目的であろうかと、このように思うわけでございます。

そこで、今回の行政改革、簡素で効率的な政府サービスなどを見直すと、こういうことになつて、こういうことをを目指して、政策金融だとかあるいは独立行政法人、特別会計あるいは総人件費、国家資産債務、あるいは公務員制度、公共サービスなどを見直すと、これらの法律で決めたり、あるいは規制を掛けた中でこれを効率良く進めてきたのが戦後の日本の姿でございました。

その効率さといいましょうか、それによりまし

るんでござりますけれども、せんだつてもこの参議院での参考人の質疑の中で、それぞれの参考の方々は、これは、簡素で効率的な政府というのはあくまで手段であつて、目的は別にあるんだと、こういうことで、私たちもそのように思うわけでございます。

なかなかこの姿が具体的に見えてまいりませんから、地方では、せんだつてから委員の質問の中で、いわゆる政府系金融機関が廃止になつて統合されると、今までそこを使つておつた中小企業者とかあるいは零細企業、また国民生活金融公庫なんかは特に環衛の方々が非常に重宝しておつたわけございまして、そういうことで一体どうなるんだろうかと、こういうことでござりますし、さらには、商工中金が完全に民営化されれば長期の非常に低利の有利な融資が受けられなくなるんじやないかというような、そういう非常に地方では不安な気持ちがあるわけでございます。

そこで、まず今回、簡素で効率的な政府によって、どういう国をつくつていくかとされておるのか、将来のことなどをどう考えておられるのか、ひとつ国民に詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(中馬弘毅君)　先ほどからもお話をありました。日本のこの大きな一つの転機といいましょうか、六十年経過した中で大きく転換していくというものが今回のこの改革推進法に象徴的に表れていると思います。

戦後の焼け野が原の中では、立ち直るためにやはり、家計にも国家にも地域にもお金もなかつた、それを集めて中央に集中的に、中央集権的に物事を進めてきた、そしてすべてのことをいろいろな法律で決めたり、あるいは規制を掛けた中でこれを効率良く進めてきたのが戦後の日本の姿でますが、しかし、それも一つの大きな転機が来ま

した。バブルがはじけた形の中で、あるいはまた人口がこれから減少してまいります。そのように、かなり官に頼つた形で物事を進めておったのがもう限界に来て、このまま続けますと、もう何といいましょうか、官を養うだけで税金が大変なものになつていく。しかも借金を大きくしてしまいます。これをどうかしなければならないというのが今回のこの大きな典型であると思います。

その一つとしまして、これは非常に財政が苦しくなつたから人減らしをするわけでも何でもないんです。そうしたお役人のお仕事というのはもうか立案とか、あるいは本当に必要なセーフティーネットだとか、あるいは守らなければいけない基準をはつきりと決める、そういうことに徹しまして、あとそれを実施する、公共サービスも含めて実施するのは民間の方でもNPOの方でももちろんみんないいわけですから、そしてそれをしっかりととした形で公共サービスですよという形の位置付けを、監督するのはもちろん役人でございますけれども、そういう役割に徹しますと、非常に簡素で効率的な政府に結果的になつていくわけでござります。

そのための手段をここに具体的に提示しているのが今回のこのいろいろな、市場化テストとか、あるいは公益法人のあのようにもう各々の主務官庁から外してしまuftとか、こういったことにつながつてゐるわけでございます。

ただ、そのときにひとつ皆様方、国民の方々にも御理解願いたいのは、今までともすると、政府に何か頼つておればまあ安心だ、そういう形を結果的にやつておりました。ですから、何か物事が起ると、学校が悪いんだ、教育委員会が悪いんだ、あるいは補助金をくれないから物事ができないんだ、交付税が少なくなつたから自分の町はやっていけないんだ、そういう非常に責任を他に転嫁する形をともすると取りがちでございまし

しかし、これからはそうした自立した形で、自分も規制が外れて自分が自由にやれる代わりに、しかし責任もちゃんと持っていく、そのような社会にこれからなつていくわけでございまして、それをを目指しているわけでございまして、そういうことをして新たな次の本当の意味での眞の民主主義、眞の自由主義を謳歌しながら日本が次の第二の発展期に入つていく、それを私たちは願いたいと、このように思つておる次第でございます。

○二之湯智君 どうもありがとうございました。

次に、公務員の削減問題、これに入りたいと思います。

國も地方も厳しい財政状況の中で、特に地方公務員の人事費比率が非常に高いわけでございまして、当然、地方の歳出を削減するというのは人件費を切り込んでくると、これはよく分かるわけでございます。

公務員の削減では、中央省庁においては五年間で五%、地方自治体においては四・六%，こういうことを目標にしておりまして、既に総務省の方では平成十七年の四月一日から二十二年四月一日までの集中改革プランによつて、都道府県は四・六%，政令市は九・三%，合計で五・三%削減するという目標を取りまとめておるわけでござります。

しかし、先ほどからの質問もありますように、またずっと今までの委員会の質問もありますように、いわゆる事業仕分けというんですか、いわゆる本来ならば一つ一つの事業について官がやるべきか民間がやるべきか、あるいは官にしても国がすべきかあるいは市町村がすべきかと、こういう国、地方の仕事をはつきりさせてから国の公務員の削減、地方の公務員の削減という数値を、目標を立てた方がいいんではないかと、このような考え方を持つわけでございます。

特に、都道府県とかあるいは政令市とか大きな規模の町ですとそれだけの目標が達成できるんですが、もうほとんどもうタオルを絞り切つてこれまでに絞る余地がないという小さな自治体にとって

は、こういう四・六%という削減目標もなかなか大変であろうと、このように思うわけでございましょうけれども、政府が目標とされます地方自治体の四・六%の削減ということで、本当に十分な住民に対する行政サービスが提供することができるのかどうかということを私は大変懸念をしておるわけでございますけれども、この点について考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先ほど二之湯委員がおつしやいましたように簡素で効率的な政府、これは重要ですけど、やっぱりそれは手段である、もう仰せのとおりだと思います。そうすることによつて国民の負担をできるだけ少なくしながら、しかし必要な行政サービスをしっかりと効率よく行つていくということがやはり我々に課された責務であると思います。公務員総数に対して、公務員に対して非常に厳しい国民の目がある中で、これはしっかりと削減していかなければいけないという方向性はやはり重要であると思います。

そうした観点から、過去五年間で四・六%の純減実績がある、それを上回るようしてくれといふことを要請しておりますが、現時点で集中改

革プランを作つていただきたいまして、そして定員管理の数値目標を作つてくれというふうにお願いをしておりますけれども、それを提出した自治

体について見ますと、五年間で純減率六・二%を達成したいという姿になつております。これ、東京、大阪など大きいところがまだ未公表でありますのでこの数字は変わりますけれども、それにしても大変真摯な取組をいただいているというふうに思つております。

一方で、このような取組は、必要な行政サービスの低下を招かないように当然配慮していかなければいけません。事務事業全般にわたる総点検、組織の見直し等を進めながら、それそれこれを進めていただく必要があると考えております。そのような形で、私たちも必要な助言等、必要な場合は是非行つていきたいと考えております。

</

と、要するに、家庭だつて自分一人のことを考えて
いたら家庭は維持できないんで、配偶者のこと
も考えなければいけないし、子供のことも考えて
仕事をしなきやいけないだろうと。それぞれのお
仕事だつてそisdうだと思うんです。やっぱり綾部で
御商売をなさつている方だつて、自分だけがもう
かりやいいわけじやなくて、少しでもいい仕事を
して、いい商品を仕入れて、それを消費者に提供
すればお客様も喜んでくださると、そういうき
ずなの気持ちが根本になければ弱肉強食になつて
しまうと。

る方々、役人とか我々政治家だけじゃなくて、民間で仕事をしておられる方々も、そういう意味で自分たちの地域社会を担うんだ、公を担うんだという気持ちがなければなかなかうまくいかない、と、こういうことを申し上げているわけです。じや、先ほどの綾部に戻つて、何をやるかとい

ほどからお話しのように、あの町は、そこは昔からの養蚕地帯の中心でございました。それから、丹後はその養蚕を本にして和装を、ちりめんを織つて大いに栄えていた。そのちりめんが、和装が衰退してしまったから、あそこはもう本当に、三十年一日のことくとおつしやつたけどそういうふうになつてゐるわけですね。ですから、産業構造の変化にも十分まだ、それに代わるもの何かというのも必ずしもできていないところがあると。

綾部の市長さん、なかなか工夫をされる方でして、一生懸命、今あそこには委員もおっしゃつた
から工業団地もござります。そういうものを何か連携させるような技術、科学技術を発展させるよ
うな仕組みができるないかといろいろ今知恵を絞つ
ておられる。

私は、要するに、それぞれの地域地域で自分たちの町、地域の良いところは何なんだろうかと、

それを少しでもみんなで発展させていくにはどうしたらいいのかと。そういう知恵を出さないと、今までのやはり均衡ある発展というわけにはなかなかいけない。それをやつて、支えてきた財政力よりも今は必ずしもないわけですから、そうやってそれぞれの地域が自分たちの良いところは何なんだろうか、それを更に発展させるためには何をしたらいのか、こういうぎりぎり知恵を絞るということがなければ、なかなか地方の明日は開いていけないと、こんな気持ちであります。

私自身の知恵も限られておりますけれども、また二之湯委員と御一緒になつてそういうところを開いていきたいと、こんなふうに思つております。

○二之湯智君 大臣に京都府知事に対するような質問をいたしまして、誠に申し訳ございません。綾部市を例に取つて地方の格差是正の問題を質問しました、そういう趣旨だけはよく分かつていただきたいと思うわけでございます。

私も、地方議会に十七年間在職しておりますまして、公務員の給与の高さというものについては実感いたしております。特に、政令市におりましたから、この政令市の職員のラスパイレス指数が非常に高いということは常々批判の対象になつておつたわけでございます。

一つ例を言いますと、平成の十一年から十三年まで、私は京都市会議長をしておりましたけれども、私の公用車の運転手さんは京都の市会議長よりも手取り額は多いと、こういうこともございまして、極端な例は、私の知り合いの不動産の事務員さんが私の方へ来られまして、京都市は源泉徴収票を改ざんするんですかと、こういうことですね。それはどういうことですかと言いますと、私たちが新築のマンションに入つてもらう方の仲介費としておるんですが、今度京都市の市バスの運転手さんに入つてもらつたんですけれども、徴収票を下さいと言いましたら、多分千三百万か四百万の車両徴収票を持ってこられた、源泉徴収票。これはおもしろいんじゃないとか。これは、ちょっと京都市

二二二 湯澤君 大臣は京都府知事に対するようない質問をいたしまして、誠に申し訳ございません。綾部市を例に取つて地方の格差是正の問題を質問しました、そういう趣旨だけはよく分かっていただきたいと思うわけでございます。

私も、地方議会に十七年間在職しております。そこで、公務員の給与の高さというものについては実感いたしております。特に、政令市になりましたから、この政令市の職員のラスパイレス指数が非常に高いということは常々批判の対象になつておつたわけでございます。

一つ例を言ひますと、平成の十一年から十三年まで

が書き間違っているというか、改さんしているんじゃないとか、こういうことですね。

いや、私はもうその当時からそういう実態を知つておりましたから、いや、これは事実です上と、これは事実なんですよ。もう運転手さんで定年間際になつたら大体千三百万から四百万の年収という位は、これはもうほとんどといいますか、相当の方がもうそういう年収になつておりますよと。へえと言う、こういう驚きがございまして、その後いろいろな新聞等で政令市の市バスの運転手さんが年収一千万以上だと、こういうことになつました。そしてこれ、最後のとどめは中馬大臣の地元の大坂市の職員厚遇問題が出てまいりまして、もう今や地方公務員は本当に攻撃の対象になつておるわけでございます。

しかし、この公務員も元々給料が高いわけではなかつたわけでございます。私のおふくろ、私の父親は戦前は京都府の職員、そして戦後はずつと教職していまして、母親はいつも公務員だけにはなるなど。もう公務員は給料は安いし、生活が大変だから、あんた公務員にだけはならんといでなつておるわけでございました。

それで、もう一つ面白い話がある。私、いとこおりまして、二人兄弟でした。そして、そのおばが言うには、うちの子供二人は、弟ができる悪いから学校の先生になりやと言つたんです。お兄ちやんは頭がええから民間会社へ行けど。ところが、その後二十年ぐらい経過しますと非常に公務員の給与が良くなつて、親戚が集まつて家で給料の話を一切タブー やと、もうお兄ちゃんが非常に肩身が狭い思いするから給料の話はしんときど、こうなつたんですね。学校の校長先生の給料と、それはまあ校長になりましたから、民間の中企業ですね、規模としては中小企業の部長クラスのもう一・五倍ぐらいの差があるということです。だから、非常に公務員の給与が高くなつた。

しかし、これも、何も公務員が闘争して高い給料を獲得したわけじやございませんですね。国では人事院勧告により、地方では人事委員会が毎年

毎年給与改定をそれぞれの知事、市長に勧告して、そしてそれを全面的に尊重しますと言った結果が今日の地方公務員の給料に、高さになつたわけだと思います。

ここへ来てようやく、もうこれでは大変だということで、国の方も地方の公務員の削減といふことに取り組んでまいつたわけでございますが、その際、やはりもう地方の経済の実態に合わせた給与体系といふものを当然公務員に私は求められるんじゃないかと、抜本的な見直しをこの際考えるべきだと思いますけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(竹中平蔵君) 今、京都、そして大阪も含めて、大変重要な事例を挙げていただきたいであります。実は、私事ですが、私の母も和歌山県庁に勤めていたことがございまして、昔からいろいろな話を聞かされておりました。

委員御指摘のように、本当に今、給与構造の抜本的な見直しをいろんな国民の声を受けて進めることが本当に重要だと思っております。

三月二十七日に地方公務員の給与のあり方にに関する研究会というものの報告が取りまとめられております。そこで述べられております重要なことが幾つかあるんですが、従来、この給与は国家公務員に準ずるというふうになつていただけですけれども、この考え方を改めまして、地域の民間給与を重視をする方向で刷新すると、これは非常に大きな重要な方向転換であると思っております。また、民間給与の調査対象となる企業を拡大する、より規模の小さいところまで拡大して、人事委員会の機能を強化すると、そういう大変重要な提言をいただいているところでございます。これをお踏まえまして、地域の民間給与により的確な反映に向けて、順次必要な助言等々、制度の整備を取り組んでまいりたいというふうに総務大臣としては思っております。

さらに、特殊勤務手当の問題等々もございます。こうした問題、諸手当の適正化につきまして、昨年三月に地方公共団体に通知をいたしましては

たいわゆる新地方行革指針におきまして、これは総合的な見直しを行いまして、その各団体の集中改革プランに位置付けて取り組むよう要請をしております。今、その取りまとめをしておりまして、それに基づきまして、しっかりとしたフォローアップを行いながら適正化を強力に推進してまいりたいというふうに思つております。

○二之湯智君 そういう地方公務員の給与については、能力給とか成果主義を導入していくこと、こういうことは論議されておるようござります。働いても働かなくても一日過ぎれば同じような給料をもらえるという、そういうことでは私はよくないと、このように思うわけでございます。

ところが、なかなか人間の評価というのは難しいんですね。企画立案なんかは立ちはだかる。土地をまとめてくるとか、特に京阪神でしたら難しい運動団体との交渉は立ち所に解決してくるとか、そういう能力のある人も随分いるわけですね。

だから、人間の能力というのは非常に多種多様といいますか、これをもつてあいつは優秀だとか優秀でないということは、なかなかはつきりと評価しにくいわけでございまして、そういうことで、この公務員の働きぶりあるいは仕事の成果を評価するという制度は、これはなかなか難しいと、このように思うんですが、評価制度の具体的な案があればそれも教えていただきたいなど、このように思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員御指摘のとおり、

成果主義、業績主義を取り入れていくことには、これはもう本当に重要なことだと思います。不可欠であると思います。しかし、それをどのよう測るか。しかも、これは民間企業、利益を上げることを目的とした民間企業ではなくて、公務という非常に多面的な評価が求められているものだと思います。そこにおける公正で客観的な評価

というのはどのように行つたらよいのか。それに

よつてまた働いている方々から評価システムに対する信頼性を得なければ、これはうまくワーケーたしません。そういうシステムをつくっていくことが今大変重要であると思つております。

地道な積み重ねしかないわけでございますけれども、国もそういう観点から今いろんな試行、試

しの、試みの実験的な取組を行つております。一部の団体においては先進的な取組を行つているところもございますので、こうした先進事例の情報

提供を行うとかアドバイザーを派遣するなど、そうした評価制度がうまく円滑に導入できるように我々としては支援をしていく必要があると、そのように思つております。

○二之湯智君 幾つかの質問を用意してきましたが、全部しておきませんので、ちょっとはしょって、ちょっとと一つだけ言いたいことをひとつ。

これ、先ほどからの市場化テスト、いわゆる公共サービスを民間に開放するというようなこの一連の流れの中なんですが、平成十五年九月から地方においても、公施設の管理を外郭団体とかあるいは第三セクターから民間の方にもそういう管理ができると、このように法が変わったわけでございまして、各都道府県あるいは全国の市町村でそういう制度を取り入れているところは非常に多いんですね。

ところが、これがなかなか、一見うまくいっておるようで実際は地方自治体の経費削減にそれほど貢献してないと。名前は、指定管理者制度導入

され、いかにも地方の削減がなりましたと、このように言われておりますけれども、実際はそれほどではないと。

と申しますのは、せんたつてから公益法人改革の中で、公益法人のいわゆる事業の発注の仕方と同様で、どうも地方も指定管理者制度を導入したけれども、この仕事は非常に公益性の高い仕事でございますから従来どおりのそういう管理者に任せないとこれは駄目ですと言つて、余りおいし

い仕事は指定管理者制度にならないんですね。ならないんです。

それともう一つは、もしなつたとしても、そこで働いてる職員、例えば大都市でいえば駐車場

駐車場公社だけでも何千人というプロバーブー職員を抱えていると思うんですよ。もしそれが、民間の業者が大阪の市営の駐車場を全部管理してしまつたと。この場合、あぶれたその駐車場公社の職員はどうなるんだと、こういう問題も出てまいります。

赤字が出た場合、今までだつたら、こういう制度がある前は市が補てんしていた、赤字を。ところが、この制度ができた以降は自分たち自身で赤字の補てんを考えなさいと。こういう非常にまた難しい厄介な問題が最近出てきているようございます。こういうことを大臣、御存じでございますか。

あるいはまた、指定管理者制度をもう少し、何か言い訳、言い訳、地方公共団体は何か、これは公の責任が多うございますので、これは外へ出せません、そんなことを言いましたらなかなかこの制度がうまく機能しないんじやないかと、このようなことを思うわけでございます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 非常にちょっと幅広い今御指摘と御質問だつたと思います。

いわゆる指定管理者制度についてます最初の御指摘は、対象事業とかを含めて余り進んでいないのではないかという御指摘であったと思います。

これに関しましては、やはり公正で透明な手続等をしっかりとやつていただくということかと思ひます。そして、かつ、進んでるかどうかの判断として、それがきちっとかかるべき民間企業に開放されているかということだと思います。

見てみると、公共的な団体が三四・六%、そして株式会社、有限会社が一%、NPO法人が三%、これ、まあもう少しこの制度をしっかりと運用了した後で評価することも必要だと思いますが、そうした中で、民間企業等々が幅広く、NPO等々もしつかり入つてくるような、そういう運用を是非していかなければいけないと思っております。

○二之湯智君 改革に向けていろんな制度を国も考えておられるようでございますけれども、これが実質改革に向けて機能するようにはり國の方も地方自治体もしつかりと私はしなければ、仮作つて魂入れずと、こういうことになるんじやないかと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○北川イッセイ君 今、京都の二之湯委員、地方の目線で質問されました。引き続きまして、今度は私は、大阪でございます。やはり同じように地方の目線で質問をさせていただきたいというふうに思います。

その前に、今回のこの行政改革の推進法案でございますが、この法案、小泉内閣が構造改革と一緒にすることで日本の改革をしようということで、一般的には郵政の民営化、あるいはまた道路公団の民営化というようなことでこの改革を進めてこられたわけでありまして、ただ、日本の構造改革を、日本を変えていくという意味ではまだ緒に就いたところじゃないかなというような思いがするわけであります。

しかし 小泉総理がこの九月の任期で退任するに、この今まで進めてきた改革路線がまた元に戻ってしまうというようなことになつたら非常に残念だと。何としてもこの日本を改革していく、せつかく小泉内閣で進めてきたこういう改革路線を続けなければいけない、そういうような思いで、私自身も、この行政改革推進法案というのはそういう路線を一つの既定の路線にしていくんだという思いで出されたんじやないかなというような思いがしておるわけでございまして、私自身もそういう思いで、これしっかりと通していかないかぬなというような思いがいたしております。そこらの点について安倍官房長官の認識をひとつ聞かせていただきたいなというふうに思いますが、んで、よろしくお願ひします。

○國務大臣(安倍晋三君) 五年前に小泉政権が誕生いたしまして、改革なくして成長なしというスローガンを掲げたわけでございます。

当時は銀行の不良債権も積み上がりつておりました。景気の状況も厳しい状況があつたわけでございましたして、そして累積債務もこれはまた山ほど積み上がっている。そういう中におきまして思い切った構造改革に取り組んだ結果、銀行の不良債権問題は正常化し、解決をいたしました。そして、景気も自律的な回復をしたわけでございました

て、また、その中で、例えば歳出の改革も思い切ってやつてまいりました。公共事業にしても、か厳しい中では考えられなかつたことをあえて思い切って実行し、そして成果が出てきているということではないか。この方向は決して間違つてない方向ということは我々も確信をしているところでございます。

日本はその中で人口減少社会に突入したわけでございまして、さらに少子高齢化は加速をしていく中において、いかに国民の負担を増大させないか、五年後、十年後、二十年後に、日本が力強いい、そして世界から尊敬される国として存在することができるかどうか。そのためには、行政改革をしつかりとやり遂げていく、簡素で効率的な政府をつくっていくというのは私たちの喫緊の課題顧んでございます。

その中で、資金の流れ、仕事の流れ、人と組織の改革を総合的に取り上げ、政策金融改革、特別会計の改革、資産・債務改革、総人件費改革などの基本的な方針を定めた本法案を国会に提出をしたところであります。

本法案に取り込んだ改革事項の実現にはある程度の期間が必要となることから、まずはその全体像や各重点分野の基本的な改革の方針、推進方策等を行政改革推進法案という形でお示しをして、国民の代表たる国会の意思を問うものでございます。正にこの法案を提出をしたということは、国内外に私たちはしつかりと改革を進めていくという強い意思をお示しをしたものだと、このように思うわけでございます。

そういう意味で、しつかりと今後も改革を続けていく、この意思をしつかりと示し、また実行していくことを担保するためにも、この法案は是非とも御審議の上、成立をさしていただきたいと、このように思う次第でございます。

○北川イッセイ君 安倍官房長官の熱意あふれる決意を聞かしていただきまして、本当にありがとうございます。

この行政改革推進法案の中で、先ほど来も問題提起になつております国家公務員の削減計画、五年で5%の純減と、こういうことになつております。私は、この中身のことなかなか分かりにくいですけれども、しかし私が今まで大阪府議会で仕事をさせていただき、またいろんな勉強をさせていただく中で、私自身の感覚として、五年で5%、ちよとぬるいん違うかというような思いがしてならないんですが、中馬大臣はどういうようにお考えでしようか。

○國務大臣(中馬弘毅君) もうこうしたかなり民間にもそれぞれの力が出てきましたし、官に頼らずに自分たちでやらしていただいた方がはるかに効率がいい、こうした問題あるいは国際的な競争力の問題、そしてまた人口減少が始まっています。そうすることから、従来どおりの国家公務員あるいはまた地方公務員の数では、これはもう到底日本の財政はもたないということになつてきて、今回のこの公務員改革になつておるわけございますが。

ともかく、このことにつきましては民間においてもかなり激しいリストラをやつております。これはもちろん、今おっしゃったように五年で5%どころか、このバブルはじけてからもう三割減らしたとか二割減らしたといったところも出てきております。

そういうことからいいますと、これは今言いました、生ぬるいということの話もあるのかもしれません、そうした状況の中で、これは実現可能かなということも含めまして、経済財政諮問会議におきまして議論を踏まえまして、当面、実現可能な範囲の国家公務員の削減、純減目標ですね、これを掲げたところでございます。

これはそういうことで取りあえずの五年間でございますが、その後にまたこれは加速するかもしれません。ともかく五年間で5%で終わりということじやございませんので、その後の改革についてはございませんので、このままは実現可能な五年の5%という純減を目指とさせていただいてお

○北川イツセイ君 非常に私、生ぬるいんじやないかということを申し上げましたけれども、一例として、これが一概にそのまま数字に当てはまつていくことじやないと思いますが、一般職員ですね、国家公務員の。もちろん郵政は除きます。除いて、この五十五歳以上、五年間で六十をを迎える、定年を迎える職員の数というのが四万四千六百人おるんです、四万四千六百人。この一般行政の職で、行政機関で三十三万二千人ですかね、これの五%、五年間でいうと一万七千人です。だから、定年で迎える人が四万四千六百人で一万七千人の削減、しかもこれから民営化どんどんどんどん進めていくと言う中で、ちょっとこれは生ぬるいんじやないかなと。これは、自衛官の問題とか、いろいろそのほかの絡みがあります。ですから、自衛官は自衛官で特別の定年みたいなものがありますから、これはこれで問題なくクリアできるんじゃないかなというふうに思つておるわけですね。

そういうことで、私、ここでは問題提起だけしておきたいと思います。5%以上の縮減と、こういうことですから、しっかりと意識を持ってやつていただきなければいけないんじゃないかなと思います。

この5%の数字が出てきたその背景というか、そういうようなものを考えますと、これはやっぱり国の組織、これが各省庁ばらばらなんですよ。それで人事計画を立てているわけですよ。ですから、それを集約していくというような形で、皆それぞれ自分の省庁を防衛しますから、これがなかなかうまくいかないという面があるんじゃないかなというように思います。それで一番その最低限の数字ということになつたんじゃないかなと思うんです。

私は、安倍官房長官にちょっとお願ひする、するというか、お聞かせいただきたいんですけども、変なこと言いよるというふうに思われるかも知れませんが、国の組織というのはなぜ各省庁別々に採用をやっておるんですか。これ、一括で

採用して各省庁に配属をする。第一、五%削減といいますけれども、これは一体どこで集約をしていくのか。各省庁にお願いをしてやつてもらうということでは、これ話にならぬと思うんですね。ですから、本当に根本的に考えて、これはもう官庁で百年以上の歴史があるわけですから、遍に変わらないと思いますけれども、しかし、一括採用とか、ある程度一括人事管理ができるとか、そういうようなシステムもこれから考えていかなければいけないんじゃないかというような思いがします。

〔委員長退席
理事佐藤昭郎君着席〕

それと、人事交流、最近、各省庁の人事交流言
われていますけれども、これが一体どんなシステム
で人事交流やっているのか皆目分からぬのです
ね。それぞれの人事担当者がこういう人おりませ
んかいうて各省庁に問い合わせをすると、そん
な話を聞くわけですけれども、そんなことでは本
当の人事交流できないんです。

ですから、そこらのことのシステムを変えていくかという、こういうこともこの行政改革の中で今後しっかりと考えていかないかぬ問題だというようになりますが、私は思うんですが、安倍官房長官、いかがですか。

卷之三

の人たちを、一体そういう人事管理が一つのこのセンターでできるかどうかというものもあります。

他方、そういういろいろな、この時代の変化とともにいろいろな可能性を常に探っていくというのは、これは大切なことではないかと、このように思うわけであります。公務部門への有為な人材確保のために中途採用の拡大などの採用方法の多様化に取り組むとともに、各省府間の緊密な連携の強化と広い視野に立った人材の養成の観点から省府間の人事交流を推進をしているところでありまして、これはかなり進んでいるのではないかと、このように思います。川口先生がこれは外務大臣のときに経産省から局長さんが来た、かつてはちょっとと考えられないこともしっかりと実行しているわけであります。

常に何がこれは必要かという観点から、硬直的な考えはせずに、先生の御指摘も常に念頭に置きながらこれは改革の方向を探つていかなければならぬ、二つこう思つております。

おられます。しかし、いかがでしようか、これは地方自治の本旨からいつて國から四・六という目標を差し上げることがいいのかどうか。はつきり申上して大阪府、私がおりました大阪府は過去九年間で九・七%の削減をやっています。本当に、いろいろな差はありますけれども、やっているところはもつとやっているんです。一生懸命やっているんです。ですから、四・六なんて目標を渡したら、ああそうか、それでいいのかと、必ず、国は四・六、しかし私のところはこれだけやっているますよというような、それで満足してしまうとうようなことがあります。ですから、地方自治の本旨からいつてこれはいいんだろうかという疑問を持つっているんですが、竹中大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 北川委員にお答えを申し上げます。

私も漏れ承つておりますけれども、北川委員が大阪で、大阪府の職員、一般行政職で二割ぐらいですかね、を大変大幅に削減されるそのイニシアンチブを取られたと。大変な御努力であつたというふうに思います。

二点是非申し上げなければいけないと思うんですが、これはもうまず第一に、これは言うまでもなく地方自治の話でありますから、自治体で責任を持って決めていただく、国がどうこう申し上げることで、これは本来ない、これはもう第一のポイントであろうかと思います。

我々としましては、過去五年間で地方自治体全体で四・六%の純減を行つております。これは国をはるかに上回つております。そういう点踏まえて、それ更に加速してほしいと、それを加速してほしいということを要請しているという点でござります。目標はそれぞれにしっかりとお決めをいただきたい。御承知のように、今、集中改修プランの中でおまとめいたいた段階では、更にそれを超えて六・二%を五年間で純減達成したいということを地方自治体としては計画としてお話をしをいたいただいております。東京と大阪が入つております。

りませんので、これまあ少し数字は動くかもしません。その意味では、決して画一的なことを求めるものでもございませんし、これだけやれば

いということでもない。そこはしっかりと自治体において正に自主性を發揮していただきたい。そして、画一的な取組ではなく、正に地方の実情に応じた前向きのしつかりしたお取り組みをいただきたいというふうに考えております。

○北川イツセイ君 それともう一つ、地方分権ということが随分やかましく言われています。先般も地方制度調査会で道州制についての答申が出されました。道州制をやることが適当であると、こういうふうな答申をいただいたわけです。この答申がどうなるなし関係なしに、地方分権ということがどんどんしつかり進んでいくということは間違いないと思うんですね。ということは、仕事がどんどん地方に行くわけですね、地方にね。

そうした場合に、その仕事をしておつた国家公务员は一体どうなるのかということになってくるだけです。今はぼうぼうやっていきますから、そ

二点是非申し上げなければいけないとと思うんですが、これはもうまず第一に、これは言うまでもなく地方自治の話でありますから、自治体で責任を持って決めていただく、国がどうこう申し上げることでは本来ない、これはもう第一のポイントであろうかと思います。

ございます。目標はそれぞれにしつかりとお決めをいただきたい。御承知のように、今、集中改革プランの中でおまとめいただいた段階では、更に五年間で純減達成したいことを超えて六・二%を五年間で純減達成したいことを地方自治体としては計画としてお話をいたたいております。東京と大阪が入ってござります。

りませんので、これまあ少し数字は動くかもしません。その意味では、決して画一的なことを求めるものでもございませんし、これだけやれば

は別に配属するとかいろいろやりくりしてはると思ふんですけれども、しかし道州制なんてドラマチックなことをばさっとやつた場合に、これは、国と地方との壁が、仕事だけではなしに、人の分でも、職員、公務員の部分でもなくなつてくると思うんですね。こちらのところを検討する余地はないのかなど。

国家公務員と地方公務員の在り方、非常に難しい問題ですけれども、これも今のような形できつちり分けておく必要があるのかどうかというような疑問もあるわけですが、こちらのところ、将来の展望ということになりますけれども、竹中大臣、いかがですか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 一部、中馬大臣にお答
えいただかなければいけない点もあるうかと思ひ
ますが、総務大臣としては、これは当然のことながら、
國と地方の役割、そして仕事の分担をしつかりと見直す中で、当然のことながら、それぞれ、
例えば國から地方に仕事が移つていく、それ

全閣僚を構成員とするものでございまして、この本部が総合調整機能等を適切に發揮することになります。そして、政治のリーダーシップの下で改革を強力に推進することができる、このように考えております。

法案成立は改革の第一歩でございまして、今後法案に示された方針に従つて着実に改革を進めていく、これのためには全閣僚が一致団結して対応していく必要があります。自らもこれに力を尽くしていく所存でございます。

○北川イツセイ君 よろしくお願ひします。

どうもありがとうございます。終わります。

○風間赳君 公明党的な風間でございます。一時間ばかりであります。よろしくお願い申し上げま

す。

まず、政府系の新政策金融機関について、今まで公庫が担つてきた中小企業に対する貸出し機能をきちんと機能させる必要があるというふうに思っていますので、先般の本会議でも質問させていただきまして、総理からは、借り手側の視点に立つて、新政策金融機関について、今まで公庫が担つてきた中小企業に対する貸出し機能をきちんと機能させる必要があるというふうに思いました。新政策金融機関について、今まで公庫が担つてきた中小企業に対する貸出し機能をきちんと機能させる必要があるというふうに思いました。

問題は、じゃどんなふうにその事業を継承させていくのかということが大事であります。株組みや手法が問題になるわけですねけれども、新しい金融機関を設立することを法律に明記するのか、施行令に入れるのか、あるいは新金融機関の定款に目的として入れるのか、どういうふうに方法を考えておられるのか、まず伺いたいと思います。

○國務大臣(中馬弘毅君) このたびの改革の中のこの政策金融改革でございますが、新政策金融機関に中小零細企業の資金調達、これを支援する機能を担わせることにつきましては、行政改革の重要方針、これで明記をいたしております。内閣として閣議決定したものであるから、政府としての方針でございます。

この点につきましては、現在この御審議いただいています法案におきましても、その第四条第一号におきまして、新政策金融機関が国民一般、

中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能、これを担う旨を規定をしておりまして、本法案は、改革の基本方針、基本的な方針、推進方策等をお示しし、国会の意思を問うものでありまして、本法案の成立によりまして、本法案に盛り込んだ方針等が国民の信を得て、円滑かつ確実に実施されることとなると考えております。

そして、委員お尋ねのこの新政策金融機関の設置法案等の規定ぶりでございますけれども、これはこの法案が成立しまして、それに基づきまして、現時点での規定ぶりがどのようになるか、ちょっととまだ、これから制度設計のことです。つまり、ここで具体的に御答弁申し上げるのは少し難しくございますが、行政改革推進法の中で新政策金融機関が中小零細企業の資金調達を支援する機能を担うことが明記されていることにのつとりまして、新政策金融機関の設置法案や関連の規定を策定することになると、このように考えております。

○風間赳君 規定ぶりは現在困難だということではありますけれども、大臣としてはどういうふうにしていいかといふところにありますけれども、大臣としてはどういうふうにしているかといふところにありますけれども、大臣としてはどういうふうにしているかといふところにあります。私はこうしたいということをちょっとと言いかねると思います。

○風間赳君 済みません、意地悪な質問だったかももしれません。

商工中金についてですが、新しいまたこれも会社の業務の範囲は、従来のように中小企業を対象とする融資にきっちりと限定すべきではないかといふふうに思いますけれども、この点についてははどういうふうにお考えでしょうか。商工中金です。――

かな、どうかな、分からないな。

○國務大臣(二階俊博君) 商工中金に対する中小企業者の皆さんの期待というものは今日まで大変なものを感じるものであります。それだけに、これからこの民営化、完全民営化に移行していくに際して政府としてもきちっとした対応をしていかなくてはならない。

今、中馬担当大臣から御答弁になられたように、これから制度設計に入つていくわけであります。ですが、私は、その際にも、本当に苦しいときに商工中金が支えてくれた、そして今日大きく成長することができます。それが、今はおかげで大企業の仲間入りをすることができた、こういう企業のまあ言わば美談のようなお話をあちらこちらでお聞かせをいただくわけであります。そうした商工中金が今まで果たしてきた機能というものをしっかりと維持するということを考えておかなくてはならないと思つております。

その上で、私どもは、中小企業に対する金融機能は維持されるべきということは既に行政改革推進法案で御承知のとおり明記されておるわけであります。ですが、あわせて、衆議院におきましても、先般の行革特の審議におきまして、全会一致でもつて、中小企業の金融に対してその機能を守れという附帯決議をちょうどいたしております。

それらの点をよく勘案して、先ほど御答弁にありましたとおり、詳細な制度設計をおきまして中小企業の皆さんとの期待にこたえていきたい、このように考えておる次第であります。

○風間赳君 そうしますと、普通の都市銀行と同じように、大企業に貸して、もうからない、リスクの大きい中小企業には貸さないという方向性で定款を書き換えるということがないというふうにしたいと思うんですけれども、いやいや、それには、したいと思うというか、私がやるわけじゃないですけれども、そういうことを未然に防ぐためには法律案にやつぱりきっちり盛り込む必要があるんではないかというふうに思いますけれども、これはどうでしようか。

○國務大臣(二階俊博君) この時期におきまして、的を得たといえればを得た大変大事な御指摘であります。しかし、微妙な時期でもあります。お気持ちを体して、我々これから中馬大臣を中心として、本法案の成立によりまして、本法案に盛り込んだ方針等が国民の信を得て、円滑かつ確実に実施されることとなると考えております。

そのときには、新政策金融機関の目的として、中小企業のセーフティーネットをきっちりとやつぱり確実にするということが大事でありますから、リスクに耐え得るだけの資本の充実をどう持つてくら持つてくるかということが物すごく大事になつてくると思います。そして、新しい会社の当面の自己資本率はどういうふうに考えていつたらいいのか、お聞かせいただければ有り難いと思います。

○風間赳君 与党質問だからということではなくて、国民党の目線に立つて大臣がリーダーシップを取つていただけますよう、心からお願いをする次第でございます。

そのときには、新政策金融機関の目的として、中小企業のセーフティーネットをきっちりとやつぱり確実にするということが大事でありますから、リスクに耐え得るだけの資本の充実をどう持つてくら持つてくるかということが物すごく大事になつてくると思います。そして、新しい会社の当面の自己資本率はどういうふうに考えていつたらいいのか、お聞かせいただければ有り難いと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 御指摘になられたように、商工中金が中小企業向けの金融機能を果たすためには必要な自己資本比率を確保するということは重要な課題であります。こうしたことから、先ほども申し上げましたが、行政改革推進法案でも、中小企業に対する金融機能の根幹が維持されることは、このように明記されておるわけであります。

今後の論点整理におきましても、これから詳細な制度設計についての方向性というのはだんだん明らかになりつつあるわけでございますが、これから、今お尋ねのようなことが実行できるよう結果を求めるべきであります。

私は、完全民営化を迎えるに当たって中小企業の皆さんのお不安感をぬぐい去ることができるように、完全民営化を実現するに当たって中小企業の皆さんにお力を添えをお願いをするものであります。

今大臣から、完全民営化された後の在り方に、二
いても、先ほどもまた衆議院の議論の中で、民営
化後の商工中金の収益構造に関して、公明党が、
現在四千億ある政府出資をすべて株式化した場合
には配当金の負担が大きくなるから、この点につ
いても指摘させていただいたときに、二階大臣

法案が成立した後に具体的な制度設計に入ることで、いかがかだと思います。

○風間赳君 今の大臣の御答弁は民営化後の話によるホールセールの調達を行っていくのかと
こういうふうに整理をされておりまして、これ
踏まえて、先ほど申し上げたような、ここが特
が生きるような制度設計をきちっとやっていき
いと、このように考えております。

ろ竹中大臣から御答弁をいただいた方がいいかも
しませんが、これは正に政投銀を今どう使つた
らしいのか、それにどうかましていくのかという
御議論でございますが、完全民営化した後の政投

は、完全民営化の後も中小企業のための金融機関として機能を発揮できるよう財政基盤の確保に取り組んでいきたいというふうにお答えになりましたのは御存じのとおりでございます。

めにやるんだという決意を持つて答弁に臨んでおると、これは理解していただきたいと思います。
○風間赳君 少し気持ちは大きくなってきたわけ
でありますけれども。

ありますけれども、二十年度から始まって民営化に至る移行期をどうするかということも、またこれは大事な問題でありますから、この移行期間間に民間金融機関と協調して事業再生あるいは地

じや、その四千億の一部を利益準備金に振り向けるというふうにとらえていいんでしょうか。

それでは、政策投資銀行についてもやはり同じだ。ようなことが考へられるわけであります。が、衆議院における附帯決議で、完全民営化後も、地域経

を行う上において、私としては、そうした議員各位の御提言を踏まえて私どもとしての積極的な要望をさせていただきたいというふうに考えておる

済活性化の貢献を含めて、出融資一体で中長期資本を供給できるよう、また、その信頼性等を活かし、財政基盤や移行期の制度的措置等の円滑かつ

わけであります、今私がここで具体的に方向性を申し上げるということは、だんだんと自らを縛ると同時に、制度設計を円満な形で決着を付けるということには多少距離が出てまいりますので、そこは慎重に対応したいと思いますが、お気持ちはよく理解をいたしております。

多様な資金調達基盤を確立するよう措置することとされています。

この多様な資金調達基盤というのはどんなものを考えたらいいのか、教えていただきたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) これも、今までの御議論の中にあるように詳細な制度設計はこれからな

じゃないんで、
そうすると、もうちょっと、済みません、踏み
込んでお聞きしますけれども、中小企業金融対策

政投銀というのは役に立つと言われた一番の特色

に対して積極的な役割を担うということをやつぱり制度的に担保すべき、あるいは明確にすべきだというふうに私は思うんです。気持ちだけじゃございません。

は、出資と融資を組み合わせて長期のリスクマネーを提供してきたということにあるんだと思うんですね。したがいまして、完全民営化後にはや

されは通じないわけでございまして、アクションとしての、是非、大臣としての、お願ひ申し上げた
ふと思ひますけれども。

はりその特色が生かされないといけないという感じやないかと私どもは考えております。したがいまして、そのあたり資金問題等ができる

○國務大臣(一階俊博君) 私もこの点につきまして、もう数え切れないほどの回数の答弁を繰り返してきました。

してまいりました。答弁を読み返してみますと
かなり踏み込んだ答弁もしてきておるわけであります。
それは、私どもは、やはり中小企業を担当
する役所として、中小企業の皆さん立場に立つ
て当然のことであります。しかし、いよいよこの

債券や他機関からの借入による調達のほか、預金の中
で言及されておりますのが、そういう資金運用の在り方と適合させながら、どのように安定的、効率的かつ多様な資金調達基盤を確立するのか、が今年の三月三十一日に出でておりますが、その
ような体制を整えていくということになりますけれども、詳細な制度設計に向けた論点整理というのがしたがって、そのための資金調達がどこかでござる

○國務大臣(谷垣禎一君) 公営公庫が廃止された
後の方自治体の資金調達の在り方、これはむしろ
金調達の方法として用いるべき債券発行とか流通
市場の整備について政投銀行を任せたらどうかと
どちらつと思ってるんですけれども、これについ
てはどうでしようか。

○副大臣(松村龍二君) お答えいたします。
大きな議論になりましたけれども、それがどんなふうに使われたのか、また再保険廃止後、自賠責特会の運用益についてはどのように使われて今いるのか、この二点、これまで自賠責が果たしてきた役割を評価した上で、国土交通副大臣に伺いたいと思いますけれども。

○國務大臣(谷垣禎一君) 公営公庫が廃止された
後の方自治体の資金調達の在り方、これはむしろ
金調達の方法として用いるべき債券発行とか流通
市場の整備について政投銀行を任せたらどうかと
どちらつと思ってるんですけれども、これについ
てはどうでしようか。

○副大臣(松村龍二君) お答えいたします。
大きな議論になりましたけれども、それがどんなふうに使われたのか、また再保険廃止後、自賠責特会の運用益についてはどのように使われて今いるのか、この二点、これまで自賠責が果たしてきた役割を評価した上で、国土交通副大臣に伺いたいと思いますけれども。

自賠責制度は、昭和二十年代の自動車保有台数の増大とそれに伴う交通事故の急速な増加を背景に、強制保険という制度とともに自動車交通事故による損害の基本補償を確保するという仕組みを確立することにより、昭和三十年に創立されました。当時約百五十万台でありました自動車保有台数は今や八千万台に上り、自動車は我が国の経済社会、国民生活に不可欠なものになつておりますが、近年では死傷者数が年間百二十万人に上り、車社会における国民の安全、安心を確保することが極めて重要な国家的課題であります。

こういった課題に対しまして、車社会の発展と交通事故被害の拡大に応じまして、保険金支払額が四千万円まで現在引き上げられております。そのほか、交通事故被害者の損害賠償の充実強化を図るとともに、重度後遺障害者に対する介護料支給といった被害者救済の面からも制度拡充を行つてまいりました。

このように、自賠責制度は、交通事故被害者の基本補償を確保するというセーフティーネットの中核として国民生活に定着し、大きな役割を果たしてきましたのでありますし、交通事故被害者救済としての役割は今後も一層重要なものと考えております。

これにつきましては、ユーザーによる保険料負担の軽減、被害者保護増進対策や自動車事故発生防止対策といった被害者救済事業の実施を二本柱として活用することが自動車損害賠償保障法等において位置付けられたわけあります。具体的には、二十分の一十一に当たる約一兆七百億円を自動車ユーザーの保険料負担の軽減に充てまして、また二十分の九に当たる約八千七百億円の被害者救済対策等に充てることとされたわけであります。

二十分の十一に当たる一兆七百億円につきましては、平成十四年度から平成十九年度までの六年間に期間を限定した上で、自賠責保険契約に対して保険料等充当交付金として段階的にユーチャーに還元してきたところであります。平成十七年度末までに約七千三百億円を交付し、保険料負担を軽減してまいりております。

通ができるまで回復された方が数多くおられます。千葉療護センター五十床、東北療護センター三十床、岡山療護センター五十床、また、平成十三年には中部療護センター五十床、これが今御指摘のありましたとおり直営から委託といった工夫をなし、また新たな治療を必要とする方に入つていただいたというような工夫をしておるところでございります。

まことに、自昔寺会こうきましては、世人によるん

國土交通省といたしましては、先ほど先生の御
講が必要な程度後遺障害が残った被害者に介護料
を支給したり、親が交通事故により死亡して生活
が困窮する遺児に生活資金の無利子貸付けを行つ
たり、被害者と保険会社との間で生じた自賠責保
険金支払のトラブルを解決する紛争処理機関を直
営したりといった各種事業を行つてはいるところで
ございます。

指摘ありました点については絶えず工夫を重ねて、自動車ユーチャーが負担しているところであります。

した運用益であるからこそ、車社会の犠牲者である交通事故の被害者、そして二次被害に苦しむ被害者家族の生きる力となり、あるいは心の支えとなるための事業が推進されるために使われるべきだと考えておりまして、これらの事業が効果的に行われている限り、自動車ユーザーの納得は必ず得られるものと確信しているところでございます。

○風間社君 そういう意味で、この自賠責特会のものを廃止して民間に任せててもよいんではないかという議論があつたやにも聞きますから、是

非、この被害者保護を拡充するべき方針と、さらにユーザーの目線に立った対策をきちっと立てていただきたいというふうに思います。

次に、道路特定財源について若干伺いたいと思います。

なる」というか年度末になると工事が増えるという、国民の中にはもう道路工事、全般的に悪、無

馳遣いという誤解を持つていらっしゃる方も多く、と思うんですが、確かに、この道路整備の水準は

上がつてきていますが、しかしそうはいつてもまだ終わつたわけじゃなくて、東北や私の北海道では地域への欠かすことのできないインフラとして整備してもらわなきやならない路線がたくさんあるわけです。

そういう中で、この道路整備特定財源の役割と
いうのは極めてもうはつきりしているわけであり
まして、この特定財源の兎又が提出を大畠二七司

○副大臣(松村龍二君) お答えいたします。
道路特定財源制度につきましては、私も地方の
議員でござりますので、大変な関心を持つております
ところが見込まれると、これを一般財源に繰り入れ
れるという意見が当然起つてはいるわけでありま
すけれども、このことについて国土交通省として
どのように対処をしていくつもりか、お伺いした
いと思います。

この制度は、私から申し上げるまでもなく、愛
内でございます。

益者負担の考え方に基づきまして、燃料の消費自動車の取得及び保有に着目して自動車利用者に道路整備費の負担を求めているものであります。昭和二十八年に臨時措置法が制定されまして、揮発油税收入額に相当する金額を道路整備に充てることとされたことに始まりまして、以来、道路投資の伸びに対応し、軽油引取税、自動車取得税、自動車重量税等の創設、税率の引上げによつて充

実が図られて現在に至っております
現在、道路整備に対する国民のニーズにつきましては、防災・減災対策、道路交通の円滑化、国

際競争力強化、日常生活に必要な移動の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題への対応等も含めまして全国的に高いものがあり、これらの要求を

ごたえるため、道路特定財源を活用して着実に道路整備を進めておるところでございます。

は道路の整備とその安定的な財源の確保のために創設されたものであります、先ほどお答えしま

したとおり、受益者負担の考え方に基づき、自動車利用者の方々に利用に応じて道路整備のための財源を負担していただいている制度であります。そのような意味におきまして、見直しの具体案の取りまとめに当たつては、納税者の理解が得られるようしつかりと知恵を出していかなくてはならないと考えております。

いずれにいたしましても、道路特定財源につきましては行革推進法案第二十条第三項におきまして、一般財源化を図ることを前提とし、平成十九年度以降の歳出及び歳入の在り方に関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成するものとするところであります。して、この法案に沿つて関係各方面と連携して見直しを進めてまいりたいと考えております。

○風間赳君　さつきの谷垣財務大臣のお話にありました、どつちの方向に行っているのかちょっと今の答弁で分からないです。そんな印象を受けました。どつちなんですか。

○副大臣(松村龍二君)　お答え申し上げます。ただいまお答えしたとおりでございまして、道路が必要であつて計画的に進める、その道路は緊縮といましようか、十分に国民の財政の立場に立つたものとしてやらなければならないという考え方と、この法案が一般財源化ということ、また国民の理解を、納税者の理解を得ながらと、こういうことでございまますので、そのような方向をよく踏まえまして、今年、歳入歳出の全体の動きの中で検討するということでございますので、そのように進めてまいりたいと考えております。

○風間赳君　余りよく伝わってきづらい部分がありましてけれども、次に移ります。

日本郵政公社では、三年前の一月からトヨタ生産方式というのを郵便事業に応用するためトヨタさんの社員が越谷の郵便局に駐在して調査研究しまして、越谷の郵便局では、この窓口の郵便物の分類徹底など個々の作業が改善した、あるいは運送便や収集便の設定時間の見直しなどによつて作業が平準化した、あるいは表やグラフを使うこと

によって郵便部門における生産性が二〇%以上向上したという報告があるようです。知つていまし

たか。

○國務大臣(竹中平蔵君)　ちょっと突然のお尋ねでございますが、いわゆるJPSと言われるものだと思います。ちょっと突然のお尋ねなので数はよく記憶をしておりませんが、最初限られた範囲でそれを行ひまして、越谷がその典型、それを今かなり広げてやつてあるというふうに承知をしております。

○風間赳君　大臣に聞くつもりではなかつたんですけど、知つてたかどうかだけちょっと聞いたんで済みません。

要は、行政部門においても、こういう特に現業部門では日本郵政公社の行つた方式が非常に私は参考になると思うんです。したがつて、政府全体としてもこの行政の効率化を高めるためのやつぱり具体的な手法の一つとして検討すべきではないかと思いますが、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(中馬弘毅君)　簡素で効率的な政府を目指した諸改革をこの法案で、いや法案以外にもいろいろと進めているわけでございます。それ

は、総人件費改革であつたり、あるいは市場化であります。したがつて、このトヨタ方式も含めて、もう少し知恵を出していくための具体的な手法を検討していただきたいということで質問させていただいたわけであります。

国もそうなんですけど、地方行政もより私は多くの改善余地があるというふうに思つていまして、これ伺つたところ、千葉の松戸市で教育情報センター構想というのがあって、市の、松戸市のデータベースサーバーを構築して、校内LANを整備して学校間をネットワークで結んでいて、第一段階で、情報を共有するだけじゃなくて学校の予算や備品の管理、あるいは遊休備品の有効利用を始め学籍簿や学校の徴収金、給食費とかですね、管理も行つていて。その後の段階で、学校給食や保健、あるいはお休みされる子供さんがいるわけでありますけど、その出欠の管理も含めて、最終的にはこの地域防災拠点としての学校整備、施設予約などのシステムを構築する方針などいうふうに伺いました、松戸の教育情報センター

電子政府の関係、アウトソーシング、出張旅費の効率化、こういったものまで含めて三百三十二億円が節減できたということにいたしております。ともかく、今後とも、政府全体としまして簡素化された行政を実現するためには着実に取組を進めていくことが重要であると、このように考えております。

○風間赳君　具体的な手法を検討していただきたいと思うんですね。三百三十二億円効率化に寄与したというふうになつています。これは、その今出されている行政改革推進法の一部であつて、むしろ電子政府の推進でかなり効率化した私は結果だというふうに思つていて、従来の行政執行そのものを見直したもののが対象になつているとは思えないんです。したがつて、このトヨタ方式も含めて、郵政公社方式も含めて、もう少し行そのものを見直したもののが対象になつていると思います。その意味では、良い事例を知りたいと思います。その意味では、良い事例を知りたいけれども、そういうお考えはないですか。

○國務大臣(竹中平蔵君)　行政効率を高めるための工夫、基本的には正に自治でございますので地方自治体でしつかり取り組んでいただくということだと思います。しかし、千八百の自治体それぞれに大変御労苦なさつてゐるということは事実だと思います。その意味では、良い事例を知りたいと皆さん思つておられる。そういう観点から、総務省におきましては、例えば民間委託の推進とか指定管理者制度の活用でありますとか組織マネジメント、人事管理等に関する事例のいわゆる行政、地方の行政改革の取組事例をまとめた行政改

革事例集というのを昨年の十一月に作りまして、地方公共団体に周知をいたしました。ちよつと今、御紹介今委員がくださつた松戸がその中に入つてゐるかどうか急いで確認をいたしましたが、先生の地元の札幌の例もあるようでございます。市政の総合案内コーナーセンターの運営、それを外部委託したような例とかはその中に紹介されているようでござります。

我々としては、そういう言わば、何といいますか、ベストプラクティスといいますか、そういうことを広く紹介していくことは重要なと思っております。今集中改革プランのヒアリング等も行つています。今集中改革プランのヒアリング等も行つておりますので、そういう意味での情報提供は積極的にやっておりますし、更にやつていただきたいと考えております。

○風間赳君　是非、積極的に啓蒙普及を図つていただきたいというふうに思います。

昨日ちよつと質問通告のときにコピー機とかパソコンなどの物品のリースについていろいろ議論させていただいたわけですけれども、当然リース

ケージができるいないとなかなか大変なんですが、こういったことも含めて地方公共団体に対して、地方公共団体そのものも行政効率化をしていくためのあるパッケージプランみたいなものを出すべきだ、今後とも、政府全体としまして簡素化された行政を実現するためには着実に取組を進めていくことが重要であると、このように考えております。

○國務大臣(竹中平蔵君)　行政効率を高めるための工夫、基本的には正に自治でございますので地方自治体でしつかり取り組んでいただくということだと思います。しかし、千八百の自治体それぞれに大変御労苦なさつてゐるということは事実だと思います。その意味では、良い事例を知りたいと皆さん思つておられる。そういう観点から、総務省におきましては、例えば民間委託の推進とか指定管理者制度の活用でありますとか組織マネジメント、人事管理等に関する事例のいわゆる行政、地方の行政改革の取組事例をまとめた行政改

革事例集というのを昨年の十一月に作りまして、地方公共団体に周知をいたしました。ちよつと今、御紹介今委員がくださつた松戸がその中に入つてゐるかどうか急いで確認をいたしましたが、先生の地元の札幌の例もあるようでございます。市政の総合案内コーナーセンターの運営、それを外部委託したような例とかはその中に紹介されているようでござります。

我々としては、そういう言わば、何といいますか、ベストプラクティスといいますか、そういうことを広く紹介していくことは重要なと思っております。今集中改革プランのヒアリング等も行つています。今集中改革プランのヒアリング等も行つておりますので、そういう意味での情報提供は積極的にやっておりますし、更にやつていただきたいと考えております。

○風間赳君　是非、積極的に啓蒙普及を図つていただきたいというふうに思います。

ただ、積極的に取り組んでいる市町村とそうでないところの格差がやっぱり結構あるようでございました。特に本府の業務と外局の業務とのリンク

も単年、短期、一年リース、三年リース、五年リースとあるわけでありますけれども、当然複数年度のリース契約の方が安く上がるわけでありまして、この物品のリースについて合理的な契約形態を進めていくことも、小さなことかもしれないけれども無駄の排除につながるというふうに私は思っていますけれども、これについての取組、それぞれ各省実は聞いたら、それぞれがやっていると。これはちょっと私はどこがつかんでいるんですかと聞いたら、どこもつかんでいない。

例えば電話あるいは電気料金、これも各省庁の独立性に任されておりまして、それはそうですね、な、とは思ったものの、どのぐらい無駄を排除の効率化に資しているかということをだれもどこも分からぬということを感じましたのですから、一回やつぱり全省庁でどういう契約状況になつておられますので、いや、やつぱり全体の経費を削減していく、そして今の財政状況を改善していくというのをチェックして洗い直しました方がいいような気がしてならないんです、行政改革、行政改革と言つてはいるなら、その辺について、どうですか。チエックマン、財務大臣がチエックマンですか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 一応私が答弁することになつておりますので、いや、やつぱり全体の経費を削減していく、そして今の財政状況を改善していくというのは私の仕事でございますから、今委員がおっしゃったような御提言は真摯に受け止めなければいけないと思うんです。

それで、電話に関しましては、いろいろ国庫債務負担行為とかいろんな手法があるわけござりますけれども、当然、いろんなリース契約については单年度でやるよりも五年なら五年というよなことで一括してやつた方が安くなるという、合理的な契約ができるだろうというのはもう多分間違いないんだろうと思うんですね。それで、行政効率化推進計画の中でもこれは主要な取組の一つとして挙げられておりまして、その中でコピーであるとかパソコンであるとか、そういうリース契約を行うことは合理性が認められる場合が多いんだろうと思うんですが、国庫債務負担行為で

やつてよろしいと、複数年度契約してよろしいと、そして概算要求でもそういうことは着実にそ の計画を進めると、こういうことになつております。

それから、電話等に関しましては、これもそういう複数年度にわたる契約ができる、ちょっとどこ このところは答弁原稿に書いてないところでござりますので私の記憶でございますが、これは各省の判断で何年度にもわたる契約を結んでよろしいと、こういうことに、單年度主義の例外といいますが、そういうふうになつておられるわけございまして、今後その辺りが実態がどうなつておられるかと いうことも少し私どもよく整理をしてみたいと思つております。

○風間赳君 時間が掛かるかもしませんけれども、やつぱりこういう小さなことも実は大事なことではござりますので、よろしくお願ひしたいと思 います。

次に、公益法人改革について若干伺いたいと思 います。

今回の公益法人改革で、国民の多くの方々の目 線は天下りと随意契約の問題なんですよね。これ はもう国民の皆さん方から見て物すごい不信感 を抱いておりますので、どうお願いしたいと思 えています。

○副大臣(山口泰明君) お答えをいたします。

民法三十四条に基づく現行の公益法人制度は、明治二十九年に創設をされてから、その基本的部 分は変更されずに今日に至っているのは委員御承 知のとおりだと思います。

今回の公益法人制度改革は、主務官庁の裁量によ り縦割りの許可制を抜本的に改め、言わばはし の上げ下ろしまで主務官庁が関与することに伴う諸般の問題に対処するものであります。

そういう意味で、直接、公益法人改革と天下り と隨契の問題とは直接的にすぐさま、何という か、リンクできないんですけども、天下りにつ いては、いわゆる出ず側もそうだし受け取る側も そうだけれども、迂回という言葉がいいのかどう か分かりませんが、どのようにやつぱり監視して いくのかということも一つやらなきやならない問 題だと私は思います。

それからもう一つは、随意契約の問題で、随意 契約を見直した後に、例えばコピー機なんかが不 当な値引きをされるといった問題が生じないよう にすべきだと思いませんけれども、これはなかなか 難しいかもしれませんけれども、この済みませ ん、二点について、天下りの中での迂回をどうい うふうにチェックしていくかということ、それか ら……(発言する者あり) 対案ある。対案出して いる野党の皆さん方がやじを言つていますけれど も、まあともかくとして。

もう一つは、不当値引きといったような問題が 生じないようにするにはどうしたらいいかと。直

まして、今回の対象とはしなかつたわけでござい ます。

○風間赳君 これは余り突つ込み過ぎるとまたあ れですけれども、その見守るというのは、おおよ そいろんな国民的な議論が沸き上がつてくるまで 見守るということなのか、政府側の方での一定程度 何か判断をしたときまで見守るのかということ はどうなんでしょうか。

○副大臣(山口泰明君) 今、現に認可法人も二万 六千を数えております、定着しつつありますので、 で、そういう意味で見守るということであります。

○風間赳君 ちょっと質問がぼけてしまいまして 申し訳ありません。

今回の公益法人改革で、国民の多くの方々の目 線は天下りと随意契約の問題なんですよね。これ はもう国民の皆さん方から見て物すごい不信感 を抱いておりますので、どうお願いしたいと思 えています。

一般の方々がこれを、公益法人をつくろうとする ならばいろんな手続が大変でしたし、またある程 度基金を積まなければいけないといったこともございました。しかし逆に、役所がつくる場合はす ぐでできそこにもう役所、官製の公益法人がどん どんできてくるといったような弊害があつたこと もこれは事実でございます。

ともかく、今回はそうした主務官庁から外れま すから、そういう意味での直接の天下り先とい うことになることはございません。

したがいまして、天下りをなくすために公益法 人改革したのではございませんが、副次的な意味 で天下りをなくしていくといいますか、その意味 での、迂回をしたり、そういう意味での直接官庁 が自由になるような形の公益法人からはこれから は一つ外れてくるわけでございまして、そういう 目的があること、そしてそれがまた副次的にこの 天下りを防止することにもつながつていくこと は、実際の効果としてあると思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 隨契の見直しの後の問 題でございますけれども、これは今、原則は一般 競争入札であると、そして隨契、随意契約は例外 であるということで緊急点検、見直しをやつてお りますので、またその結果が出ましたら御報告も しなければならないわけでござりますが、その後、 不当値引きというような問題が起らなければ、 かという問題を御指摘いただきまして、これ考え てみますと二つあるんじゃないかと思います。

一つは、言わば入札に参加する方の側の問題として、何というんでしようか、ダンピングといいますか、十分な契約履行能力もないのに不當に低い価格で応札してくると、それで適切な履行が行られないおそれがあるというような事態が一つ想定されるわけでございます。これは今の仕組みの中でも予決令に基づきまして低入札価格調査を行つて履行能力の有無をきつと調査していくということに、確認するということになるんだろうと思います。

もう一つは、これは余り議論されないのかも知れませんが、発注者側が今度は優越的な地位を利⽤して不當に低い価格で発注するといったようなことも考えられないわけではないんだろうと思います。それで、これは公共調達の適正化に向けた取組についての中でも、随契から一般競争入札に体制を振り向けていく場合の一つの留意点として入札に関する情報を適切に公開していくということで、これを防いでいこうということになつておられます。なおこういつた、一応そういう仕組みでやつておりますが、そういうふたつ問題点についてもよくまた議論を詰めていきたいと思つております。

○風間赳君 公務員総人件費の問題について伺

先ほどから北川委員、また二之湯委員からもお話をありましたけれども、地方公共団体に要請する五年間の人員削減目標四・六%という数値がありますけれども、例えば教員の方に限つて見る限り、生徒数が減つてきますから教員については四・六%を上回る数値を要請するのか、あるいはほかの部署と横並びで四・六%とするのか、あるいは地方公共団体ごとに部署を定めて定員をどのくらい削減するのかを任せて全体で四・六%に達するよう求めのか。この辺の基本的な考え方を教えてくれませんか。これも詳細、検討中ですかね。

○副大臣(馳浩君) 具体的に申し上げます。

法律で言う第五十五条第三項の部分に関するところですが、教職員としては、義務標準法及び高校標準法対象の教職員、今現在九十九万人約おります。その他の職員として、学校勤務の給食調理員や用務員等で約十一万人おります。これは五年間で自然減ということになりますと、教職員に関しては約二万二千四百人、これは児童生徒の減少に伴う自然減としてこれは確保いたします。

それに加えてのプラスアルファの部分としては、その他の職員の純減つまり学校勤務の給食調理員や用務員等においてプラスアルファとして純減を図ることを、これを文部科学大臣とそれから財務大臣の方でも約束をしておるところでございます。

○風間赳君 ちょっとと聞いていることが違うんですね。

○副大臣(馳浩君) ちょっとと聞いていることがあります。

その四・六%のとらえ方を、例えば教員の場合だと、他の部署と横並びで四・六にするのか、あるいは地方公共団体ごとにその部署の定員をどのくらい削減するのかということを地方公共団体に任せて全体で四・六%に達するよう求めのか、どういうふうな基本的な考え方なんですかと聞いているんです。

○國務大臣(中馬弘毅君) 国家公務員の場合にはつきりと、これは国家公務員ですから、これは

一応民間の方は公立に準拠してというふうな考え方で給与が設定されているところであります。

○風間赳君 ちょっととじや観点ずらして、今お話

が、昭和四十九年に政府提出法案として成立させていただいた人材確保法によっているところであります。

○副大臣(馳浩君) 教員給与が一般の公務員より高いというのはいろいろな経緯がございました

が、昭和四十九年に政府提出法案として成立させていただいた人材確保法によっているところであります。

それから、公私のいわゆる給与の官民格差は、

一応民間の方は公立に準拠してというふうな考え方で給与が設定されているところであります。

○風間赳君 ちょっととじや観点ずらして、今お話

が、副大臣出されました人材確保法、これ、経済財政諮問会議では、この人材確保法の廃止も含めて検討されるというふうに承知していますけれども、一方では、我が国が先進諸国と互角に競争しながら成長していくためには国際学力調査において世界トップレベルを目指す必要があると

いうふうに指摘があるわけでありますと、そういうふうに経済財政諮問会議でおつしやつていま

す。

教員の質をそろそろと高めていかなきやならな

いわけで、人材確保法を一方では廃止しなきやならないという議論と世界トップレベル人材を輩出していくということの整合性についてはどんなふうに考へているのか。

ただ、教員につきましては、これは国が一つの

法律で縛つておりますから、そのためで、国のこと

は、この教員のことにつきましては、やはり純

ぱり受験を含めて偏差値一辺倒の教育であつたと

いうことが私は反省点としてあると思うんです。

それからあわせて、戦後、日本というのはやつ

て、それが四・六、過去の実績に基づいた形でこ

れは全体をひとつ目標として与えております。し

たがいまして、どの部署どの県は幾ら切れとか、

そういう話いやないんですね。

ただ、教員につきましては、これは国が一つの

法律で縛つておりますから、そのためで、国のこと

は、この教員のことにつきましては、やはり純

ぱり受験を含めて偏差値一辺倒の教育であつたと

いうなりますと、質の高い教員をどういうふうに

養成していくかというのは正にこの文部科学行政

の中で骨子になる、政策の柱になると思うんです

○風間赳君 分かりました。

そこで、馳文部副大臣伺いますが、教職員に

ついては一般的の地方公共団体職員より給料高いと

言われていますけれども、これなぜなのかという

ことが一つ。それから、教職員の場合、私立の学

校も多いわけでありますから、官民の給与比較と

いうのは比較的容易だと思うんですけれども、大

まかに官民の給与格差というのはどんなふうに

なつているのかというのをちょっと教えてくれま

すかね。

まことに官民の給与格差というのはどんなふうに

なつているのかというのをちょっと教えてくれま

すかね。

けれども、ここを伺つて質問を終わりたいと思ひますけれども。

○副大臣(馳浩君) 人材確保法の役割は大きいと、これは私も考えておりますし、そういう認識

を是非持つていただきたいと思いますし、世界の

中でも非常に意味のある法案だと思っております

が、しかししながら、一律に人材確保法に基づいて教員給与を上乗せしているという、こういう制度

もありますように、人材確保法の廃止を含めた見

直しの部分というところだと思います。

文部科学省としては、めり張りを付けて、真摯

に頑張つている教員にはそれなりの対応をすべき

であるし、その前提としてやはり教員の評価と

いつたものもされていくべきではないかというふうに考へております。

それから、やつぱり質を考えると、養成段階と採用段階と研修段階と、それから、まさしく一般社会人からでも教育の現場に情熱を持つ専門的な技術、能力のある人を採用する、こういった道を開く、こういう二つの考え方で、今のままの採用や、それから養成段階、それから研修、このままでよいのかと、もうちょっとやつぱり充実していくものさされていくべきではないかというふうに考へております。

それから、やつぱり質を考えると、養成段階と採用段階と研修段階と、それから、まさしく一般社会人からでも教育の現場に情熱を持つ専門的な技術、能力のある人を採用する、こういった道を開く、こういう二つの考え方で、今のままの採用や、それから養成段階、それから研修、このままでよいのかと、もうちょっとやつぱり充実していくものさされていくべきではないかというふうに考へております。

これは学校の教育現場が社会一般社会から閉鎖的なる社会であつてはならないであろうと、能力のある方は一般的な社会人の方にも特別免許状を差し上げたり非常勤特別講師といった形として、やはり子供たちに刺激と意欲を、そして情熱を持つもらえるようなそういうサポートとしての教員の役割を高めていく必要があると考えております。

上げたり非常勤特別講師といった形として、やはり子供たちに刺激と意欲を、そして情熱を持つもらえるようなそういうサポートとしての教員の役割を高めていく必要があると考えております。

けれども、ここを伺つて質問を終わりたいと思ひますけれども。

○副大臣(馳浩君) 人材確保法の役割は大きいと、これは私も考えておりますし、そういう認識

を是非持つていただきたいと思いますし、世界の

中でも非常に意味のある法案だと思っております

が、しかししながら、一律に人材確保法に基づいて教員給与を上乗せしているという、こういう制度

もありますように、人材確保法の廃止を含めた見

直しの部分というところだと思います。

文部科学省としては、めり張りを付けて、真摯

に頑張つている教員にはそれなりの対応をすべき

であるし、その前提としてやはり教員の評価と

いつたものもされていくべきではないかというふうに考へております。

それから、やつぱり質を考えると、養成段階と採用段階と研修段階と、それから、まさしく一般社会人からでも教育の現場に情熱を持つ専門的な技術、能力のある人を採用する、こういった道を開く、こういう二つの考え方で、今のままの採用や、それから養成段階、それから研修、このままでよいのかと、もうちょっとやつぱり充実していくものさされていくべきではないかというふうに考へております。

これは学校の教育現場が社会一般社会から閉鎖的なる社会であつてはならないであろうと、能力のある方は一般的な社会人の方にも特別免許状を差し

上げたり非常勤特別講師といった形として、やはり子供たちに刺激と意欲を、そして情熱を持つ

もらえるようなそういうサポートとしての教員の役割を高めていく必要があると考えております。

上げたり非常勤特別講師といった形